

## 島根地方最低賃金審議会 第423回会議

令和3年8月24日（火）

午前10時00分から

（運営小委員会終了後）

島根労働局専用大会議室

### 次 第

1 開 会

2 島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の  
申出について

3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

4 その他

5 閉 会

# 島根地方最低賃金審議会

## 第423回会議資料

島根労働局

## 資料目次（審議会第423回会議 令和3年8月24日開催）

### 資料No.1

島根県最低賃金の改正決定に係る、島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の  
申出について

- (1) 島根県労働組合総連合
- (2) 島根県医療労働組合連合会
- (3) 日本自治体労働組合総連合 島根県事務所
- (4) 島根県商工会議所連合会  
島根県商工会連合会  
島根県中小企業団体中央会
- (5) 一般社団法人 島根県旅客自動車協会

### 資料No.2

特定最低賃金申出状況一覧表

### 資料No.3

特定最低賃金5件の改正決定申出書、労働者数及び各特定最低賃金改正申出にあた  
っての疎明資料

- (1) 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
- (2) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
- (3) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- (4) 自動車・同附属品製造業
- (5) 自動車（新車）小売業

### 資料No.4

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表  
(特定（産業別）最低賃金の場合)

島根県最低賃金の改正決定に係る、島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

- (1) 島根県労働組合総連合
- (2) 島根県医療労働組合連合会
- (3) 日本自治体労働組合総連合 島根県事務所
- (4) 島根県商工会議所連合会  
島根県商工会連合会  
島根県中小企業団体中央会
- (5) 一般社団法人 島根県旅客自動車協会

2021年8月20日

島根労働局長  
倉持 清子 様

松江市母衣町55-2 島根県教育会館2階

島根県労働組合総連合

議長 村上 一

## 2021年度地方最賃の異議申出

貴職には労働者の命と暮らし、安全・安心の職場づくりに常日頃よりご尽力いただき、心より敬意を表します。

貴職におかれましては、中央最低賃金審議会が示した目安額28円を4円上回る32円を答申されました。答申された32円につきましては、格差是正に向けた大きな一歩であり、人材の確保や地域経済の活性化に繋がるものと受け止めています。コロナ禍の厳しい情勢の中、ご尽力いただきましたことに心よりお礼申し上げます。

あわせて、私達は、「8時間働けば普通の暮らしが出来る賃金」をめざしています。そのためには時間額1500円以上と全国一律賃金制度が必要であり、更なる引き上げを求めるものです。

日本の雇用労働者の約4割は非正規雇用で、最低賃金はそうした立場の弱い労働者の暮らしを下支えする基盤でもあります。しかし、今の最低賃金では週40時間働いても年収200万円にもなりません。貯蓄無しの世帯は3割を超え、その日暮らしを余儀なくされています。コロナ禍はそういった人々を直撃し、営業自粛などで1~2ヶ月収入が途絶えるだけで生活破綻をきたす事態が起こっています。

また、最低賃金の引き上げは、物流や小売り、医療・介護など、社会に不可欠な分野で働く人たちが報われる水準にするべきです。

島根県労働組合総連合(以下：しまね労連)は、この間、貴職に対し島根地方最賃の時間額を直ちに1,000円以上に引き上げ1500円以上をめざすこと、地域間格差を解消するため「全国一律最低賃金制度」の制定や、中小企業支援策の拡充を国に求めること等の要請を行ってきました。

従って、しまね労連は「島根地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、標記の通り異議を申し出、改めてこの度の答申を大幅に改善されるよう求めます。

さらに最低賃金の表示については、労働基準法との整合性や社会生活を鑑みて、日額、月額を表示を復活させるとともに、その際には日額7,500円以上、月額16万円以上とするよう求めます。また貴職からも政府に対し「全国一律最低賃金制度」を創設し、賃金のナショナルミニマムを確立させるよう働きかけを求めます。

しまね労連は、貴島根地方最賃審議会が最低賃金の大幅引き上げによって、憲法25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を具現する最低賃金法の目的をはたされるよう心より期待します。



## 【理 由】

### 1. 最低賃金法が求める法理と答申について

最低賃金法は、第1条(目的)で「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、以て労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定めています。

また、第9条(地域別最低賃金の原則)は「2.地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」「3.前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と定めています。

即ちこれらの法理は、①労働者の生活の安定と生活保護に係る施策との整合性に配慮する、②労働力の質的向上、③事業の公正な競争の確保、④国民経済の健全な発展に寄与、⑤地域における労働者の生計費および賃金、⑥通常の事業の賃金支払い能力、などの要件を相互に関連させ整合するよう求めていると理解します。

これらの法理に照らして今般答申された島根地方最賃824円/時間額を検討・分析すると、しまね労連は不十分であると指摘せざるを得ない結論に至りました。

### 2. 各要件に関する説明と主張(別添資料あり)

資料Ⅰ. 2021年度松江市の生活保護基準額の計算

資料Ⅱ. 2020年度5人以上事業所のパート労働者の労働時間・賃金比較

資料Ⅲ. 2020年都道府県別の人口の流れと最低賃金

資料Ⅳ. 県内コンビニ時給

資料Ⅴ. 看護師、介護職員の賃金と最低賃金比較

資料Ⅵ. 最低生計費試算調査・総括表

#### ①「労働者の生活の安定」と生活保護に係る施策との整合性に配慮する

島根地方最賃審議会が答申した時間額824円をもとに月額を算出しました。国が示した月労働時間の算出基準(生活保護費の算出根拠とする1ヶ月平均法定労働時間)173.8時間に乗じて計算すると、月賃金の総額は143,211円(小数点以下四捨五入)になりました。これは所得総額であって可処分所得ではありません。総所得に昨今の可処分所得比率:0.817を乗じると手取り金額は117,003円(小数点以下四捨五入)になります。年収では貧困といわれる160万円を大幅に下回る約140.4万円です。

手取り117,003円では貯蓄など到底困難で、突然の病気や冠婚葬祭等、急な出費が必要になれば生活は忽ち破綻するでしょう。

住民税や所得税、年金保険料、国民健康保険料、水道料金の基本料金、賃貸住宅の更新料、NHK視聴料金、必要に応じた軽自動車税の免除などに医療扶助も加わる生活保護費(資料Ⅰ)と比較すると、この金額で生活保護費との整合性を論じることなどできません。

また、週40時間規制の原則で計算された平均法定労働時間数:173.8時間は、休日や休暇への配慮が無く、事実上残業時間まで含めた平均実労働時間をも超える値になっています(資料Ⅱ参照)。そもそも地方最低賃金は、島根県におけるパート労働者の所定内労働時間をベースに計算すべきです。国が実態と異なる労働時間の算出基準を示しそれに当てはめようとすることに無理が生じています。島根県におけるパート労働者の2020年の月平均所定内労働時間は、87.5時間(資料Ⅱ)です。これをもとに算出した最低賃金は月72,100円、年収にすると86.5万円程度にしか

ならず、労働時間の実態と中央最低賃審議委員会が示す算出基準時間には、甚だしい乖離があります。

## ②「労働力の質的向上」

企業は、労働力を安定的に得られなければ存続できません。また、労働力の質的向上がなければ、資本主義的競争に生き残ることもできません。労働力の質とは、求められる労働力を安定的に提供できる身体的・精神的・知的状態のことであり、「労働力を、今日も明日も明後日も、継続供給できる」状態がなければなりません。即ちそれらを保障する賃金、労働時間、休息の保障がなければなりません。

しかし、この度の最低賃金額や労働時間の位置付けでは、健康を維持できる食事も摂れず、休息しリフレッシュすることさえ不可能です。さらに貯蓄もできないような賃金では、将来不安は増すばかりで精神的にも不安定となり、仕事への向上心も阻害されてしまうでしょう。こうした状態で、より高い質の労働を求めれば、それは身体もしくは精神的な犠牲を払うことが前提となってしまいます。提示された最低賃金は、到底「労働力の質的向上」を期待できる金額とはいえません。

## ③「事業の公正な競争の確保」

「毎勤統計」による2020年の県内パート労働者の所定内月平均賃金は、95,940円です。これを時間給にすると、平均時給は1,097円になります（資料Ⅱ）。答申された最低賃金はその実態と比較すると273円もの開きがあります。島根県のパート労働者は、時給で全国平均より118円も低くなっており、労働者側の視点でみるとその安さを労働時間で月10.5時間（所定内）多く働いて補うという構造になっています。

また実際の賃金水準より著しく低い最低賃金は、事業の公正な競争にも悪影響を及ぼし、本来の「競争力」をも弱体化させることになるでしょう。人件費削減で経営基盤の安定化を図ろうとする傾向になりかねません。

## ④「国民経済の健全な発展に寄与」

最低賃金の引き上げは、賃金全体の底上げに直結します。逆に言えば、最低賃金が低いと賃金アップの足を引っ張ってしまいます。この間、非正規労働者、とりわけ派遣労働の拡大などで、まともに働いても年収200万円以下の低賃金労働者が激増し、「格差と貧困」が顕在化しています。その結果、社会全体の窮乏化が進行し、消費購買力が落ち込み、中小企業は廃業・解散・倒産を余儀なくされています。

財務省が2020年10月に発表した、資本金10億円以上の大企業（全企業の0.3%）の2019年度内部留保金は、前年度より10兆円増え459兆円となっています。資金がないのではなく、資金が循環しない状況が、大企業への政府支援のもとでつくられており、大企業は生き残りや競争力の強化を名目に雇用を不安定化させ、賃金を圧縮し下請け企業の「単価たたき」を押しつけています。非正規雇用の労働者や中小企業の労働者は、低賃金で消費を縮小させ、事業主は価格低下で経営悪化を招くという悪循環の中にいます。労働者の賃金は伸び悩み、個人消費が冷え込み、経済が好循環せず、大企業だけ肥え太るという事態が今日の状況です。

消費回復の切り札、即ち広範な労働者の賃金が引き上げられるかどうか、地域経済の大きな課題です。法律による規制で賃金の底上げをする最低賃金の役割は重大ですが、それを矮小化する引き上げでは国民経済の発展に寄与するとは到底いえません。最低賃金の大幅引き上げは、労働者全体の消費購買力を向上させ、負のスパイラルを断ち切る大きな展望を与える筋道です。

#### ⑤「地域における労働者の生計費および賃金」

③で述べたように、島根県内の労働者の賃金実態は、既に最低賃金を大幅に上回っています。賃金とは人たるに値する生活を保障し、同一労働・同一賃金を法理としています。ところが最低賃金の具体的水準値は、この精神や実態に反しあまりにも低すぎます。低すぎる最低賃金は、逆に地域間の賃金格差、経済格差を生む要因を作り出しています。

最低賃金と人口移動には強い相関関係があることも政府統計調査から表れています。(資料Ⅲ)。この10年間を比較しても東京都との賃金格差は大幅に拡大しています。また、コンビニでは値段は全国どこでも同じ、仕事も同じ、しかし労働者の賃金だけが違うという理不尽な状態にあります。(資料Ⅳ) また、最低賃金と看護師、介護職員の賃金を比較すると、診療報酬や介護報酬は全国一律、仕事も同じ、しかし、労働者の賃金は地域の最賃に影響されています。(資料Ⅴ) 同じ仕事なら賃金のいいところで働くのは自然な流れではないでしょうか。

一刻も早く最低賃金を「地域における労働者の生計費および賃金の水準」に到達させるとともに、その水準を大幅に引き上げることが、労働力を確保し地方経済を守るために、貴職に求められる重大な課題と考えます。

全国で「最低生計費」に大きな開きはありません(資料Ⅵ)。むしろ島根県は都市部で必ずしも必要ではない自家用車が生活必需品であり、その需要を踏まえた生計費実態があります。賃金すなわち「生計費」を原則とし、「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」全国一律最低賃金制度の創設こそが、焦眉の課題として求められています。

#### ⑥「通常の事業の賃金支払い能力」

賃金支払い能力を前提に引き上げ額を押さえ込めば、企業経営者に対して経営努力の怠慢を与えることになりかねません。賃金を押さえ込もうとする個別企業の論理を有利にして、企業本来の公正な競争を否定し、地域産業の衰退とさらなる経済危機を招きかねません。内需拡大の最も近道である賃金の引き上げ、とりわけ最低賃金の引き上げは、使用者側の大きな責務です。

県内の労働者は「通常の事業の支払い能力」に基づいて賃金が支払われており、事業主には地域最低賃金を大幅に引き上げるだけの十分な支払い能力が存在しています。この間の企業倒産では、高い賃金を理由にあげるものはどこにもありません。貴審議会は、このような視点を持つべきです。

労働者の状態は、不安定雇用の拡大や「ワーキングプア」の増大など、深刻な社会問題になっています。とりわけ、パート・派遣などの不安定雇用労働者の賃金底上げにもつながるシステムとして、多くの労働者が、賃金の最低限を保障する地域別最賃の大幅引き上げを求めており、制度の積極的な役割を期待しています。

しまね労連は、貴職に対し、あらためて地方最賃の大幅引き上げを求めます。

そして、貴職からも国民生活の最低保障の基軸となる「全国一律最低賃金制度」の確立と、中小企業への支援策を拡充するよう政府への働きかけを強く求めます。

また、最低賃金の審議につきましては、2021年度は公開範囲の拡大や関係労使の意見の申出に対する意見陳述ができるようになったことは歓迎するものです。しまね労連は、引き続き、全ての審議会で傍聴ができるよう審議会の全面公開を求めます。

以上

## 2021年度 松江市の生活保護基準額の計算 資料Ⅰ

計算表は、島根県松江市に生活する健康な労働年齢（18歳～69歳）で、居住地保護等級2級地－1を前提に、生活保護基準額を試算したものです。

### 1. 松江市の独居単身の場合の保護基準額

| 年 齢   | 第1類<br>生活費（飲食費・被服等・光熱費・什器等） | 第2類<br>生活費（飲食費・被服等・光熱費・什器等） | 住宅費     | 合 計<br>（基 準 額）  |
|-------|-----------------------------|-----------------------------|---------|-----------------|
| 18～19 | ¥71,460                     |                             | ¥34,000 | <b>¥105,460</b> |
| 20～40 | ¥71,460                     |                             | ¥34,000 | <b>¥105,460</b> |
| 41～59 | ¥71,460                     |                             | ¥34,000 | <b>¥105,460</b> |
| 60～64 | ¥71,460                     |                             | ¥34,000 | <b>¥105,460</b> |
| 65～69 | ¥69,530                     |                             | ¥34,000 | <b>¥103,530</b> |

### 2. 松江市の4人ぐらし（抽出事例：夫38歳／妻36歳／長女13歳／長男11歳）の保護基準額

| 第1類<br>第2類<br>(生活費) | 家族／年齢  | 金 額                   |
|---------------------|--------|-----------------------|
|                     | 夫 38歳  |                       |
|                     | 妻 36歳  |                       |
|                     | 長女 13歳 |                       |
|                     | 長男 11歳 |                       |
| ①生活扶助 合 計           |        | <b>¥165,650</b>       |
| 教育扶助                | ②中学1年生 | <b>¥6,100</b>         |
|                     | 学習支援費  | <b>¥4,990</b>         |
|                     | ③小学5年生 | <b>¥3,680</b>         |
|                     | 学習支援費  | <b>¥1,340</b>         |
| ④児童養育加算(2人分)        |        | <b>¥20,380</b>        |
| ⑤住宅扶助 (特別基準)        |        | (5人まで) <b>¥44,000</b> |
| 生活保護基準合計額 (①～⑤合計)   |        | <b>¥246,140</b>       |

試算：しまね労連（資料：生活保護基準額表（2級地－1））

# 5人以上事業所のパート労働者の労働時間・賃金比較

資料II

試算：しまね労連事務局 2021.8.13(資料出典 厚労省&島根県統計協会)

| A1. 2020年5人以上事業所のパート労働者 所定内労働時間と所定内賃金実態 |                   |          |            |          |
|-----------------------------------------|-------------------|----------|------------|----------|
| 2020年                                   | 所定内労働時間／一人当たりの月平均 | ①島根県     | ②全国        | 格差①-②    |
| 1月                                      | 84.0時間            | データ無     | データ無       |          |
| 2月                                      | 87.3時間            | ¥92,448  | ¥92,994    | ¥804     |
| 3月                                      | 87.7時間            | ¥93,798  | ¥92,402    | ¥2,122   |
| 4月                                      | 87.1時間            | ¥94,524  | ¥91,731    | ¥2,126   |
| 5月                                      | 87.8時間            | ¥93,857  | ¥89,483    | ¥2,794   |
| 6月                                      | 79.3時間            | ¥92,277  | ¥95,415    | ¥3,759   |
| 7月                                      | 77.4時間            | ¥99,174  | ¥96,195    | ¥2,898   |
| 8月                                      | 79.5時間            | ¥99,093  | ¥93,523    | ¥1,090   |
| 9月                                      | 85.9時間            | ¥94,613  | ¥94,763    | ¥1,459   |
| 10月                                     | 78.5時間            | ¥96,222  | ¥95,903    | ¥4,544   |
| 11月                                     | 92.1時間            | ¥100,447 | ¥94,934    | ¥3,869   |
| 12月                                     | 88.7時間            | ¥98,803  | ¥94,827    | ¥1,199   |
| 合計                                      | 86.8時間            | ¥96,026  | ¥1,032,170 | ¥119,112 |
| 月平均                                     | 84.9時間            | ¥95,940  | ¥93,834    | ¥2,424   |
| 時間単価                                    |                   |          |            |          |
|                                         |                   | ¥1,097   | ¥1,215     | -¥118    |

島根のパート労働者は、全国平均より月10.5時間多く働き、時給は118円も安い

| B1. 2019年5人以上事業所のパート労働者 所定内労働時間と所定内賃金実態 |                   |          |            |          |
|-----------------------------------------|-------------------|----------|------------|----------|
| 2019年                                   | 所定内労働時間／一人当たりの月平均 | ①島根県     | ②全国        | 格差①-②    |
| 1月                                      | 84.0時間            | データ無     | データ無       |          |
| 2月                                      | 87.3時間            | ¥93,798  | ¥92,402    | ¥804     |
| 3月                                      | 87.7時間            | ¥94,524  | ¥91,731    | ¥2,122   |
| 4月                                      | 87.1時間            | ¥93,857  | ¥89,483    | ¥2,794   |
| 5月                                      | 79.3時間            | ¥92,277  | ¥95,415    | ¥3,759   |
| 6月                                      | 77.4時間            | ¥99,174  | ¥96,195    | ¥2,898   |
| 7月                                      | 79.5時間            | ¥99,093  | ¥93,523    | ¥1,090   |
| 8月                                      | 85.9時間            | ¥94,613  | ¥94,763    | ¥1,459   |
| 9月                                      | 78.5時間            | ¥96,222  | ¥95,903    | ¥4,544   |
| 10月                                     | 92.1時間            | ¥100,447 | ¥94,934    | ¥3,869   |
| 11月                                     | 88.7時間            | ¥98,803  | ¥94,827    | ¥1,199   |
| 12月                                     | 86.8時間            | ¥96,026  | ¥1,032,170 | ¥119,112 |
| 合計                                      | 86.8時間            | ¥96,026  | ¥1,032,170 | ¥119,112 |
| 月平均                                     | 87.5時間            | ¥95,940  | ¥93,834    | ¥2,424   |
| 時間単価                                    |                   |          |            |          |
|                                         |                   | ¥1,052   | ¥1,169     | -¥117    |

## 対前年比 (A-B)

| 2020年 | 所定内労働時間／一人当たりの月平均 | ①島根県     | ②全国        | 格差①-②    |
|-------|-------------------|----------|------------|----------|
| 1月    | 84.0時間            | データ無     | データ無       |          |
| 2月    | 87.3時間            | ¥93,798  | ¥92,402    | ¥804     |
| 3月    | 87.7時間            | ¥94,524  | ¥91,731    | ¥2,122   |
| 4月    | 87.1時間            | ¥93,857  | ¥89,483    | ¥2,794   |
| 5月    | 79.3時間            | ¥92,277  | ¥95,415    | ¥3,759   |
| 6月    | 77.4時間            | ¥99,174  | ¥96,195    | ¥2,898   |
| 7月    | 79.5時間            | ¥99,093  | ¥93,523    | ¥1,090   |
| 8月    | 85.9時間            | ¥94,613  | ¥94,763    | ¥1,459   |
| 9月    | 78.5時間            | ¥96,222  | ¥95,903    | ¥4,544   |
| 10月   | 92.1時間            | ¥100,447 | ¥94,934    | ¥3,869   |
| 11月   | 88.7時間            | ¥98,803  | ¥94,827    | ¥1,199   |
| 12月   | 86.8時間            | ¥96,026  | ¥1,032,170 | ¥119,112 |
| 合計    | 86.8時間            | ¥96,026  | ¥1,032,170 | ¥119,112 |
| 月平均   | 87.5時間            | ¥95,940  | ¥93,834    | ¥2,424   |
| 時間単価  |                   |          |            |          |
|       |                   | ¥1,052   | ¥1,169     | -¥117    |

＜所定内労働時間、所定内賃金＞

島根のパート労働者の労働時間は前年より月1.0時間減り、全国は3.4時間減った。時間給は、島根で44円上がり、全国では46円上がった。

| A2. 2020年5人以上事業所のパート労働者 総実労働時間と現金給与総額 |                  |          |          |         |
|---------------------------------------|------------------|----------|----------|---------|
| 2020年                                 | 総実労働時間／一人当たりの月平均 | ①島根県     | ②全国      | 格差①-②   |
| 1月                                    | 87.1時間           | データ無     | データ無     |         |
| 2月                                    | 90.2時間           | ¥95,267  | ¥96,325  | -¥258   |
| 3月                                    | 90.8時間           | ¥96,067  | ¥97,201  | ¥6,724  |
| 4月                                    | 90.2時間           | ¥103,925 | ¥95,434  | ¥2,119  |
| 5月                                    | 82.2時間           | ¥97,553  | ¥92,970  | ¥2,894  |
| 6月                                    | 94.0時間           | ¥95,864  | ¥105,223 | ¥9,932  |
| 7月                                    | 93.1時間           | ¥115,155 | ¥103,976 | ¥4,556  |
| 8月                                    | 88.1時間           | ¥108,532 | ¥97,520  | ¥338    |
| 9月                                    | 91.1時間           | ¥97,858  | ¥97,982  | ¥1,249  |
| 10月                                   | 80.5時間           | ¥99,231  | ¥99,185  | ¥4,315  |
| 11月                                   | 94.2時間           | ¥103,500 | ¥98,823  | ¥5,947  |
| 12月                                   | 80.8時間           | ¥104,770 | ¥111,269 | ¥14,396 |
| 合計                                    | 87.2時間           | ¥125,665 | ¥109,508 | ¥14,749 |
| 月平均                                   | 87.2時間           | ¥103,616 | ¥99,628  | ¥4,747  |
| 時間単価                                  |                  |          |          |         |
|                                       |                  | ¥1,151   | ¥1,256   | -¥106   |

島根のパート労働者は、全国平均より月11時間多く働き、時給は106円も安い

| B2. 2019年5人以上事業所のパート労働者 総実労働時間と現金給与総額実態 |                  |          |          |         |
|-----------------------------------------|------------------|----------|----------|---------|
| 2019年                                   | 総実労働時間／一人当たりの月平均 | ①島根県     | ②全国      | 格差①-②   |
| 1月                                      | 87.1時間           | データ無     | データ無     |         |
| 2月                                      | 90.2時間           | ¥95,267  | ¥96,325  | -¥258   |
| 3月                                      | 90.8時間           | ¥96,067  | ¥97,201  | ¥6,724  |
| 4月                                      | 90.2時間           | ¥103,925 | ¥95,434  | ¥2,119  |
| 5月                                      | 82.2時間           | ¥97,553  | ¥92,970  | ¥2,894  |
| 6月                                      | 94.0時間           | ¥95,864  | ¥105,223 | ¥9,932  |
| 7月                                      | 93.1時間           | ¥115,155 | ¥103,976 | ¥4,556  |
| 8月                                      | 88.1時間           | ¥108,532 | ¥97,520  | ¥338    |
| 9月                                      | 91.1時間           | ¥97,858  | ¥97,982  | ¥1,249  |
| 10月                                     | 80.5時間           | ¥99,231  | ¥99,185  | ¥4,315  |
| 11月                                     | 94.2時間           | ¥103,500 | ¥98,823  | ¥5,947  |
| 12月                                     | 80.8時間           | ¥104,770 | ¥111,269 | ¥14,396 |
| 合計                                      | 87.2時間           | ¥125,665 | ¥109,508 | ¥14,749 |
| 月平均                                     | 87.2時間           | ¥103,616 | ¥99,628  | ¥4,747  |
| 時間単価                                    |                  |          |          |         |
|                                         |                  | ¥1,086   | ¥1,201   | -¥115   |

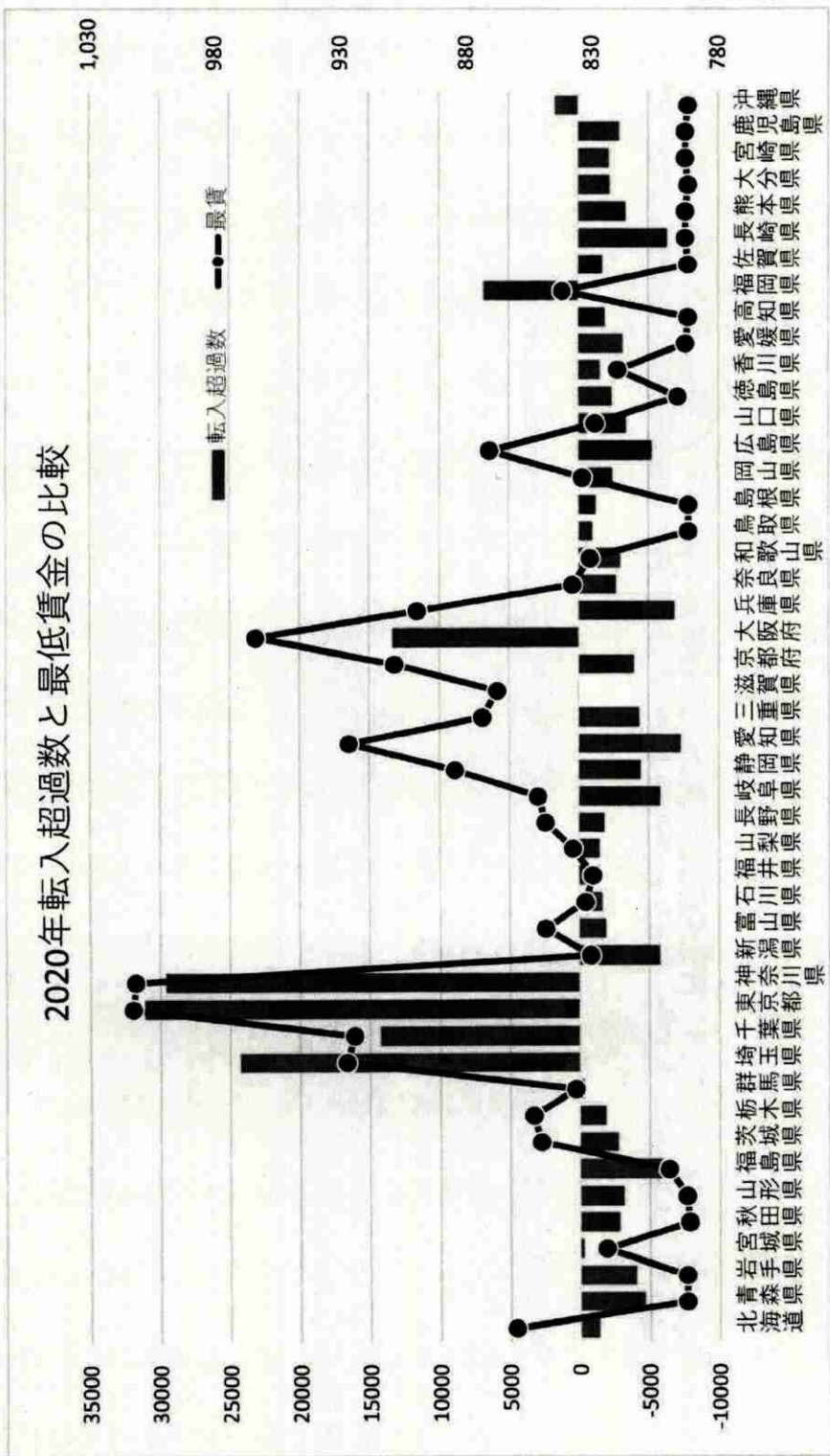
## 対前年比 (A-B)

| 2020年 | 総実労働時間／一人当たりの月平均 | ①島根県     | ②全国      | 格差①-②   |
|-------|------------------|----------|----------|---------|
| 1月    | 87.1時間           | データ無     | データ無     |         |
| 2月    | 90.2時間           | ¥95,267  | ¥96,325  | -¥258   |
| 3月    | 90.8時間           | ¥96,067  | ¥97,201  | ¥6,724  |
| 4月    | 90.2時間           | ¥103,925 | ¥95,434  | ¥2,119  |
| 5月    | 82.2時間           | ¥97,553  | ¥92,970  | ¥2,894  |
| 6月    | 94.0時間           | ¥95,864  | ¥105,223 | ¥9,932  |
| 7月    | 93.1時間           | ¥115,155 | ¥103,976 | ¥4,556  |
| 8月    | 88.1時間           | ¥108,532 | ¥97,520  | ¥338    |
| 9月    | 91.1時間           | ¥97,858  | ¥97,982  | ¥1,249  |
| 10月   | 80.5時間           | ¥99,231  | ¥99,185  | ¥4,315  |
| 11月   | 94.2時間           | ¥103,500 | ¥98,823  | ¥5,947  |
| 12月   | 80.8時間           | ¥104,770 | ¥111,269 | ¥14,396 |
| 合計    | 87.2時間           | ¥125,665 | ¥109,508 | ¥14,749 |
| 月平均   | 87.2時間           | ¥103,616 | ¥99,628  | ¥4,747  |
| 時間単価  |                  |          |          |         |
|       |                  | ¥1,086   | ¥1,201   | -¥115   |

＜総実労働時間、現金給与総額＞

島根のパート労働者の労働時間は前年より月1.4時間減り、全国は3.9時間減った。時間給は、島根で64円上がり、全国では55円上がった。

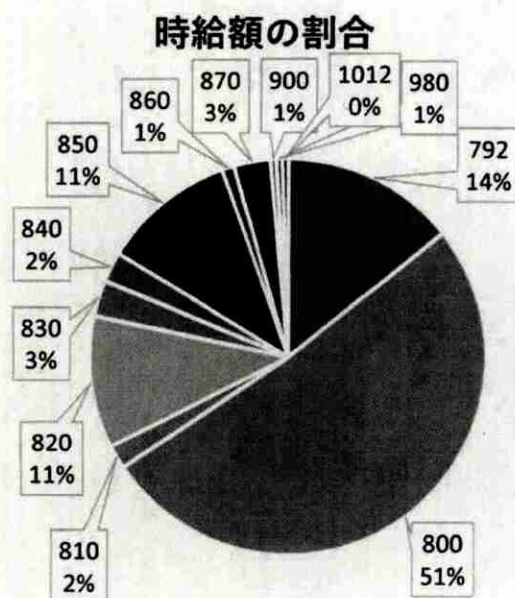
# 資料Ⅲ



総務省統計局 住民基本台帳人口移動報告2020年結果からしるね労連が作成

## 県内コンビニの時給状況

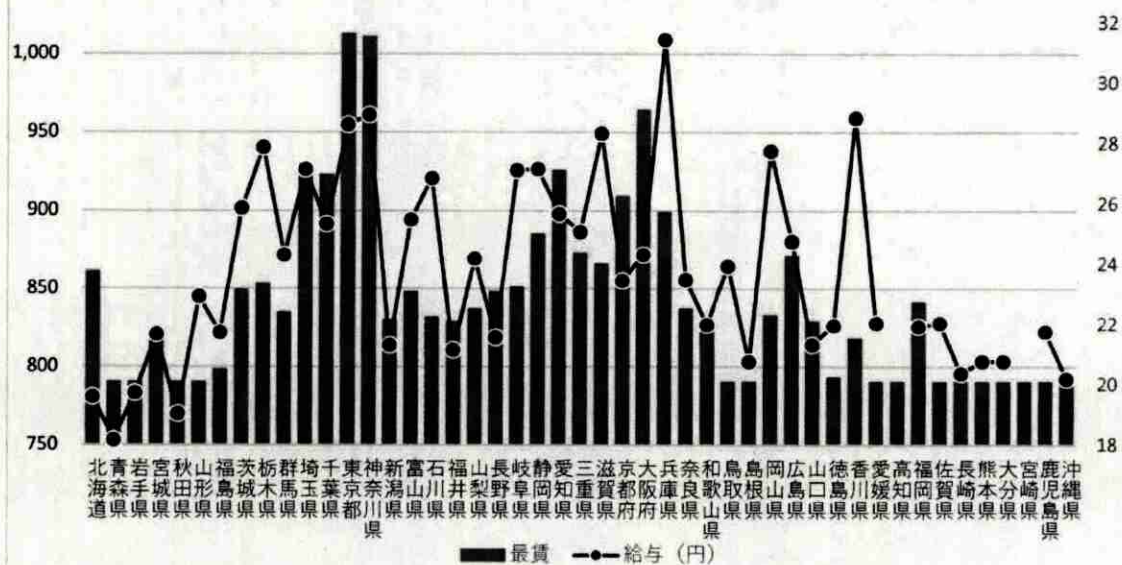
## 資料Ⅳ



| 時給額  | 数   |
|------|-----|
| 792  | 29  |
| 800  | 104 |
| 810  | 4   |
| 820  | 22  |
| 830  | 6   |
| 840  | 5   |
| 850  | 22  |
| 860  | 2   |
| 870  | 6   |
| 900  | 1   |
| 980  | 1   |
| 1012 | 1   |

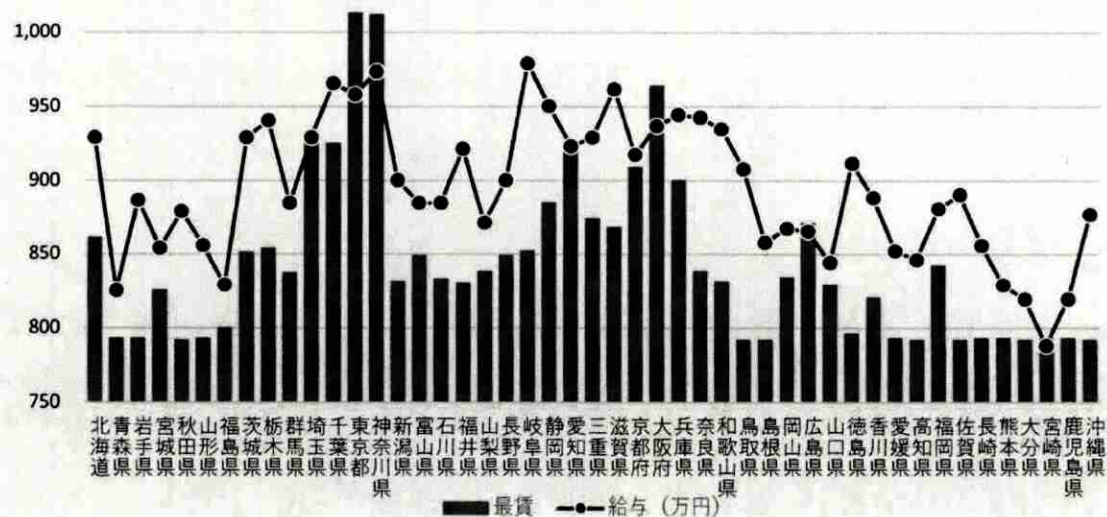
島根県内コンビニの求人情報より作成

ホームヘルパーの給与と最賃比較 厚労省統計より



R 元年最低賃金と R 元年ホームヘルパー平均給与（厚労省統計）比較

看護師の給与と最賃比較 厚労省統計より



2020年最低賃金と2020年看護師平均給与（厚労省統計）比較

## 資料VI

最低生計費試算調査若年単身世帯総括表

| 都道府県名         | 北海道       |           | 青森県       | 秋田県       | 岩手県       | 山形県       | 宮城県       | 福島県       | 埼玉県       | 新潟県       |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 自治体名          | 札幌市       |           | 青森市       | 秋田市       | 盛岡市       | 山形市       | 仙台市       | 福島市       | さいたま市     | 新潟市       |
| 性別            | 男性        | 女性        | 男性        | 男性        | 男性        | 男性        | 男性        | 男性        | 男性        | 男性        |
| 最賃ランク         | C         |           | D         | D         | D         | D         | C         | D         | A         | C         |
| 消費支出          | 163,805   | 159,471   | 162,589   | 163,216   | 173,997   | 166,317   | 167,016   | 167,952   | 173,524   | 177,018   |
| 食費            | 39,991    | 32,310    | 39,977    | 40,133    | 40,083    | 40,032    | 40,017    | 40,703    | 38,610    | 39,597    |
| 住居費           | 32,000    | 32,000    | 26,000    | 29,000    | 35,000    | 30,000    | 30,000    | 32,000    | 52,500    | 38,000    |
| 水道・光熱         | 10,206    | 9,933     | 8,076     | 8,260     | 9,024     | 8,695     | 8,686     | 8,715     | 6,867     | 11,064    |
| 家具・家事用品       | 4,071     | 4,398     | 3,664     | 3,479     | 4,216     | 3,905     | 3,821     | 3,509     | 4,781     | 3,765     |
| 被服・履物         | 5,828     | 4,431     | 6,514     | 6,626     | 6,501     | 5,628     | 7,095     | 6,225     | 6,906     | 6,951     |
| 保健医療          | 4,558     | 3,274     | 2,596     | 2,596     | 2,596     | 2,596     | 2,596     | 2,596     | 3,366     | 4,188     |
| 交通・通信         | 16,660    | 17,438    | 38,342    | 35,710    | 39,697    | 37,634    | 38,342    | 37,028    | 19,635    | 40,335    |
| 教養・娯楽         | 30,068    | 30,068    | 17,950    | 18,093    | 17,533    | 17,057    | 17,126    | 17,726    | 20,225    | 14,970    |
| その他           | 20,423    | 25,619    | 19,470    | 19,319    | 19,347    | 20,770    | 19,333    | 19,450    | 20,634    | 18,148    |
| 非消費支出         | 44,878    | 44,878    | 37,294    | 37,428    | 37,367    | 37,367    | 37,375    | 37,320    | 51,055    | 47,287    |
| 予備費           | 16,300    | 15,900    | 16,200    | 16,300    | 17,300    | 16,600    | 16,700    | 16,700    | 17,300    | 17,700    |
| 最低生計費<br>(月額) | 180,105   | 175,371   | 178,789   | 179,516   | 191,297   | 182,917   | 183,716   | 184,652   | 190,824   | 194,718   |
| 年額(税込)        | 2,699,796 | 2,642,988 | 2,592,996 | 2,603,328 | 2,743,968 | 2,643,408 | 2,653,092 | 2,663,664 | 2,902,548 | 2,904,060 |
| 月150時間換算      | 1,500     | 1,468     | 1,441     | 1,446     | 1,524     | 1,469     | 1,474     | 1,480     | 1,613     | 1,613     |
| 173.8時間換算     | 1,295     | 1,267     | 1,243     | 1,248     | 1,316     | 1,267     | 1,272     | 1,277     | 1,392     | 1,392     |
| 2018年最低賃金額    | 835       |           | 762       | 762       | 762       | 763       | 798       | 772       | 898       | 803       |

(注1) 25歳単身・賃貸ワンルームマンション・アパート(25㎡)に居住という条件で試算 (注2) その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費(1ヵ月6,000)

| 都道府県名         | 静岡県       |           | 愛知県       |           | 京都府       |           | 山口県       |           | 福岡県       |           | 鹿児島県      |           |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 自治体名          | 静岡市       |           | 名古屋市      |           | 京都市       |           | 山口市       |           | 福岡市       |           | 鹿児島市      |           |
| 性別            | 男性        | 女性        | 男性        | 女性        | 男性        | 女性        | 男性        | 女性        | 男性        | 女性        | 男性        | 女性        |
| 最賃ランク         | B         |           | A         |           | B         |           | C         |           | C         |           | D         |           |
| 消費支出          | 181,897   | 180,960   | 163,083   | 163,213   | 178,390   | 175,640   | 174,873   | 175,795   | 161,660   | 169,945   | 176,813   | 178,056   |
| 食費            | 40,253    | 34,240    | 38,457    | 31,711    | 44,441    | 35,347    | 36,886    | 29,181    | 43,686    | 32,657    | 39,941    | 31,445    |
| 住居費           | 38,000    | 38,000    | 45,000    | 45,000    | 41,667    | 41,667    | 33,000    | 33,000    | 32,000    | 32,000    | 34,000    | 34,000    |
| 水道・光熱         | 7,559     | 6,594     | 7,510     | 6,551     | 7,419     | 8,434     | 7,245     | 11,446    | 7,722     | 9,184     | 8,101     | 9,636     |
| 家具・家事用品       | 3,883     | 4,124     | 3,480     | 3,600     | 3,836     | 3,922     | 4,168     | 4,125     | 3,697     | 4,090     | 3,401     | 3,779     |
| 被服・服飾         | 7,521     | 4,296     | 8,426     | 8,406     | 5,921     | 4,247     | 6,654     | 5,852     | 7,108     | 8,681     | 5,680     | 6,733     |
| 保健医療          | 3,255     | 4,516     | 2,186     | 5,016     | 1,137     | 2,733     | 1,091     | 2,345     | 1,168     | 3,729     | 1,181     | 3,768     |
| 交通・通信         | 43,356    | 43,167    | 19,062    | 18,872    | 18,612    | 18,612    | 40,417    | 40,417    | 15,613    | 21,188    | 39,469    | 39,469    |
| 教養・娯楽         | 18,408    | 22,034    | 17,745    | 17,764    | 27,510    | 27,531    | 25,749    | 24,891    | 24,739    | 25,191    | 21,257    | 22,302    |
| その他           | 19,662    | 23,989    | 21,217    | 26,293    | 27,847    | 33,147    | 19,663    | 24,538    | 25,927    | 33,225    | 23,813    | 26,924    |
| 非消費支出         | 46,662    | 46,662    | 47,562    | 47,562    | 49,595    | 49,595    | 49,167    | 49,467    | 49,776    | 49,776    | 43,115    | 43,115    |
| 予備費           | 18,100    | 18,000    | 16,300    | 16,300    | 17,800    | 17,500    | 17,400    | 17,500    | 16,100    | 16,900    | 17,600    | 17,800    |
| 最低生計費<br>(月額) | 199,997   | 198,960   | 179,383   | 179,513   | 196,190   | 193,140   | 192,273   | 193,295   | 177,760   | 186,845   | 194,443   | 195,856   |
| 税抜            | 246,659   | 245,622   | 236,945   | 227,075   | 245,785   | 242,735   | 241,740   | 242,762   | 227,536   | 236,621   | 237,558   | 238,971   |
| 税込            | 2,959,908 | 2,947,464 | 2,723,340 | 2,724,900 | 2,949,420 | 2,912,820 | 2,900,880 | 2,913,144 | 2,730,432 | 2,839,452 | 2,850,696 | 2,867,652 |
| 年額(税込)        | 1,644     | 1,637     | 1,513     | 1,514     | 1,639     | 1,618     | 1,612     | 1,618     | 1,517     | 1,577     | 1,584     | 1,593     |
| 月150時間換算      | 1,419     | 1,413     | 1,306     | 1,307     | 1,414     | 1,397     | 1,391     | 1,397     | 1,309     | 1,361     | 1,367     | 1,375     |
| 173.8時間換算     |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 2018年最低賃金額    | 858       |           | 898       |           | 882       |           | 802       |           | 814       |           | 761       |           |

「1」を含む (注3) 非消費支出=所得税+住民税+社会保険料

※全国15カ所で行った若年単身世帯の最低生計費試算調査の結果です。  
 全国どこで暮らしても月額22~24万円かかり、労働時間月150時間で換算する  
 と時給1500円以上が必要という結果になりました。

2021年 8月23日

島根労働局長  
倉持 清子様

島根県医療労働組合連合会

委員長 森山 晴雄

住所 島根県松江市大正町 442-6

電話番号 0852-26-0910

## 2021年度島根県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月6日、島根県地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を32円引き上げ、824円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。今回の答申に対し、意義を申し出ます。

最低賃金の大幅な引き上げは、全産業平均よりも低い医師を除く医療・介護労働者の賃金水準の引き上げなど、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の島根県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は217円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって初任給月額額の格差が約10万円にもなる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。



以上

2021年8月16日

島根労働局長 倉持清子 様



自治労連（日本自治体労働組合総連合）

島根県事務所 所長 石 田 忍

（松江市母衣町55-2 島根県教育委員会）

## 2021年度島根地方最低賃金の異議申出

日頃から労働者の生命と暮らし、安心して働き続けられる職場づくりのために尽力されていることに敬意を表します。

さて、本年8月6日付け島根労働局一般公示第29号にて公示されました島根地方最低賃金審議会の意見につきまして、今回は、労働者、使用者、公益それぞれの立場にて特別の努力がなされたことと推察致します。

しかし、その内容は、現状の改善につながるとはいえ、最低賃金法（以下「法」という）に定める「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低限を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」との目的には十分沿えないものと言わざるを得ません。

公示にある最低賃金額は、法が規定している「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」点を含めて様々な問題点を含んでおり、再検討を要すると考えます。その理由を下記のとおり説明し、異議の申出とします。

### 記

#### 1. 生活保護に係る施策との整合性確保について

法では地域別最低賃金の原則として「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と定められています。

地方別最低賃金と生活保護との比較は、中央最低賃金審議会において示された方法により計算されているとのことですが、その計算方法には様々な問題を含んでいます。以下に指摘する点につきましては、島根地方最低賃金審議会としての見解表明若しくは回答をお願いします。

- （1）生活保護の生活扶助基準額（第1類及び第2類）は、島根県内では、別紙1のとおり3地域により異なり、更に第1類の基準額は年齢によって異なっていま

すが、最低賃金額との比較をする際に、県内人口加重平均額を算出し、その額をもって生活扶助基準額としていることは、妥当性を欠いています。

人口加重平均額の算出方法は定かではありませんが、仮に、別紙1による各級地ごとの人口での加重平均だとすれば、その金額は、生活保護法上どこにもない金額となり、生活保護基準として、最低賃金との比較の対象とはなり得ない数字です。年齢や級地毎に定められている保護基準を否定するものとならざるを得ません。

また、県内の各級地ごとの18～19歳の人口若しくは、18～19歳の実保護人員での加重平均であったとしても、その額をもって、比較する生活保護基準額とすることは、同様に合理性に欠けることになります。

生活保護費と最低賃金との比較のためには、少なくとも、別紙2で示したように級地毎の生活保護基準額と最低賃金との差額を求め、その額によって影響を受けることになる18～19歳の級地毎の人口による加重平均を算出すること。その額をもって、島根県における最低賃金と生活保護費との乖離額として検討することが、より妥当と考えられます。

- (2) 最低賃金と比較する生活保護費の住宅扶助額は、実績値の全額を、住宅扶助を受けている人で頭割りをして平均を出し、1人当たりの金額を計算しているとのことですが、住宅扶助は、世帯単位で認定されて（世帯人員は様々）います。平均を出す際の対象範囲が不明であることに加え、世帯単位で認定された金額を一人当たり平均で算出し、その額を住宅扶助額として用いることは、生活保護に係る施策との整合性は全く配慮されていないことになります。

住宅扶助費は、別紙1のように最低基準として級地毎に定められた一人世帯の場合の限度額によって行うべきです。その住宅扶助額を含めた最低生活費を満たす最低賃金かどうかを検討すべきです。

- (3) 最低賃金額の月額換算額を算出する際に、法定控除後の可処分所得割合を0.817として、その額をもって最低賃金額とされていますが、この点においても生活保護に係る施策との整合性に配慮することになっていません。

生活保護基準における生活扶助額は、元々、非稼働世帯を基礎としており、稼働に伴う生活需要の増加分（衣服や持ち物、知識、教養の向上などなど）を補填する必要があることから、その経費を必要経費として位置づけられています。具体的には、勤労に伴う必要経費を収入金額に応じた基礎控除として、収入金額から勤労控除されています。別紙2のとおりです。

この勤労控除額を算入せずに生活保護上の収入金額とすることは、生活保護法で定められている最低生活を保障しないまま最低賃金との比較を行うこととなり、明らかに生活保護に係る施策との整合性を欠いたものと言わざるを得ず、再検討が必要です。

- (4) 最低賃金額の月額換算額を算出する際に、最低賃金時間額に、月の法定労働時間数 173.8 時間に乗じた金額とされていますが、これは、労働基準法第 32 条の規程（一日 8 時間、週 40 時間を超えてはならない）を機械的に算出した数字であり（ $40 \text{ 時間} \div 7 \text{ 日} \times 365 \text{ 日} \div 12 \text{ 月}$ ）、これでは、年末年始休暇も、多くの企業で付与されている夏期休暇や祝祭日の休暇などを全く考慮に入れない非現実的なものです。

実際の労働時間はもっと少ない時間です。昨年、中央審議会において配布されました「厚生労働省 毎月勤労統計調査」によっても、令和元年度の一般労働者の所定内実労働時間は、「5～9 人」企業で 169 時間、「10 人以上」企業で 160 時間となっています。

月の労働時間数は法定時間数を採用しながら、一方、生活保護費の算出に当たっては生活保護法に定められた最低基準等に基づかないという一貫性を欠いた比較方法では、結果として最低賃金額を誇大にし、生活保護費を過小にする役割を果たしていると言わざるを得ません。

別紙 2 の生活保護費との比較においては、173.8 時間を採用して試算していますが、それでも県内のすべての級地において、現実には最低賃金額が生活保護費を下回っており、当該労働者が生活保護申請を行えば、生活保護受給となります。

これでは、法第 9 条に定められている「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」との原則を満たしていないことは、明らかです。

- (5) 生活保護との整合性の検討にあたっては、単に可処分所得金額と生活保護基準額との比較に止まるのではなく、その他、生活保護によらない場合は、医療費の負担、NHK 受信料の負担、その他様々な最低限の必要経費があることを含めた、生活保護施策全般との整合性を確保することが極めて重要です。

824 円の最低賃金による実際の生活は、法が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を満たさず、中央審議会と同様に期末一時扶助と冬期加算を算入した生活保護基準と比較すると、県内で最も低い保護基準である 3 級地－2 における試算でも、時給 52 円もの差が生じています（別紙 2）。

他の生活保護施策も含めた整合性から検討すると、最低でも直ちに 1,000 円に引き上げることが必要です。

## 2. 介護職の社会的役割にふさわしい処遇を確保することが必要

私たちの労働組合には、介護現場で働く臨時・パート職員が多く加入しています。特に新型コロナウイルス感染症拡大防止が求められている介護現場における職員の精神的肉体的負担は極めて大きく、今、職員は疲弊しきっています。慢性的な人員不足から、労働

基準法違反状態（長時間労働、休憩がとれない、法定休日が確保されない等々）が蔓延しています。

この背景には、介護労働者の賃金水準が全産業労働者平均より月額9万円も低いこと（厚生労働省・第178回介護給付費分科会資料）を反映し、募集しても正規職員の応募がないために、短時間勤務労働者を多く雇用することで対応している実態があります。その非正規労働者の時給単価は、介護報酬制度を梃子に、常に最低賃金を口実として低い水準（全国平均時給 1,054円『全労連：2019年1月 介護労働実態調査』）に張り付いたままであり、やりがいのある仕事と思いつつも働き続けることが困難となり、「労働力の質的向上」は望むべくもありません。

最低賃金が824円では恒常的人員不足を解決することにはなり得ず、「労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」とはならないことは明かです。

最低賃金の大幅な引き上げは、当該労働者の生活の安定のみならず、介護という職の社会的役割にふさわしい処遇を確保するために極めて重要な役割を果たします。やりがいのある仕事を安心して続けることができ、また、そのことが利用者へのサービス向上につながるためにも、時給1,500円への引き上げを可及的速やかに実施する必要があります。そうすることで、介護報酬制度そのものの改善へと導くことが求められています。

### 3. 自治体職員の給与にも影響

島根県職員の高卒採用者の初任給を、いわゆる法定労働時間（173.8時間）にて算出すると、871円の時間単価となります。また、県職員の約27%を占める会計年度任用職員（非正規職員）の高卒採用での採用者初任給は、同様に算出した場合、845円の時間単価となっています。

今、自治体では正規職員が減らされ、非正規職員への置き換えが進行し、県内でも非正規職員が4割を超える自治体があります。非正規職員は正規職員と変わらない業務内容や責任を負って、日々住民の福祉向上のための業務に取り組んでいます。

その自治体職員の初任給が、正規非正規を問わず、最低賃金に限りなく近い水準です。住民のいのちと暮らしを守り、福祉向上に取り組む職員の処遇改善のためにも、最低賃金は時給1,500円への引き上げが必要です。

### 4. 国・自治体による中小零細企業への支援が不可欠

本異議申出の冒頭に述べましたように、現在の最低賃金額では、本人が申請さえ行えば明らかに生活保護の対象となり、生活保護基準額に満たない部分は生活保護費として本人へ支給されます。生活保護制度では、その保護に必要な費用は、国が75%、自治体が25%負担することとされています。

この財源を生活保護費ではなく、最低賃金引き上げのために、中小零細企業への支援策として講じることは理論的にも可能であり、極めて有効です。そうすることで、生活

保護によらず、健康で文化的な最低限度の生活を確保することへの道が開けます。国や自治体において、本格的な中小零細企業への支援は不可欠であり、労働者の「健康で文化的な最低限度の生活」確保への配慮を法に基づいて行うべきです。

現在設けられている最低賃金引き上げに向けた生産性向上支援策である「業務改善助成金制度」の2019年度の県内企業の活用状況は、僅か34件と極めて少なく、「抜本的で実効性のある支援」となっていない現状にあります。生産性向上の設備投資を要件としない助成金制度の創設など、中小企業や小規模事業者が最低賃金引き上げにつなげることが可能な施策が必要不可欠です。

併せて、中小企業・小規模事業者の生産性向上・経営力向上のために、法人税からの税額控除・固定資産税の軽減、社会保険料の軽減措置など事業者の負担を軽減する施策が極めて重要です。

こうした中小零細企業への支援をより強化することで、最低賃金を1,500円に引き上げることを求め、異議申出とします。

# 【別紙 1】

## 県内級地区別の生活保護基準額と地域人口

(生活保護基準は、18～19歳 単身独居の場合 2021年4月1日改訂)

(生活扶助は1類及び2類合計額 住宅扶助は基準限度額)

(生活扶助額には期末一時扶助と冬期加算は算入せず)

| 2級地—1 | 生活扶助   | 住宅扶助          | 合計 円    |
|-------|--------|---------------|---------|
|       | 71,460 | 34,000        | 105,460 |
|       |        |               |         |
| 市町村   |        | 人口 (R2年国調速報値) |         |
| 松江市   |        | 203,779 人     |         |

| 3給地—1 | 生活扶助   | 住宅扶助      | 合計 円          |
|-------|--------|-----------|---------------|
|       | 68,430 | 28,200    | 96,630        |
|       |        |           |               |
|       | 市町村    |           | 人口 (R2年国調速報値) |
|       | 浜田市    |           | 54,622        |
|       | 出雲市    |           | 172,887       |
|       | 益田市    |           | 45,039        |
|       | 大田市    |           | 32,866        |
|       | 安来市    |           | 37,113        |
|       | 江津市    |           | 22,979        |
|       | 隠岐の島町  |           | 13,438        |
| 合 計   |        | 378,944 人 |               |

| 3級地—2 | 生活扶助   | 住宅扶助     | 合計 円          |
|-------|--------|----------|---------------|
|       | 66,940 | 28,200   | 95,140        |
|       |        |          |               |
|       | 市町村    |          | 人口 (R2年国調速報値) |
|       | 雲南市    |          | 36,024        |
|       | 奥出雲町   |          | 11,859        |
|       | 飯南町    |          | 4,577         |
|       | 川本町    |          | 3,251         |
|       | 美郷町    |          | 4,355         |
|       | 邑南町    |          | 10,166        |
|       | 津和野町   |          | 6,879         |
|       | 吉賀町    |          | 6,079         |
|       | 海士町    |          | 2,267         |
|       | 西ノ島町   |          | 2,788         |
|       | 知夫村    |          | 634           |
| 合 計   |        | 88,879 人 |               |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 県 全 体 人 口 | 671,602 人 |
|-----------|-----------|

### ※備考※

○期末一時扶助は、12月にのみ算定され、12月から1月にかけて必要な越年資金として支給。

○冬期加算は、島根県は11月から3月までの間のみ、冬期の特別需要に対応して支給。

○いずれも季節的な需要に鑑みての給付であり、その時期での保護の要否判定にも用いる基準。

## 【別紙 2】

今回公示されている最低賃金 時間額 824円による試算

生活保護法における収入認定

収入認定額 143,211 円(824円×173.8時間=143,211円)

| 収入から控除すべき金額(勤労に伴う必要経費) |        |                   |
|------------------------|--------|-------------------|
| 健康保険料                  | 7,121  | 協会健保島根県支部保険料率     |
| 厚生年金保険料                | 12,993 |                   |
| 雇用保険料                  | 429    | 賃金額の0.3%          |
| 所得税                    | 1,850  |                   |
| 住民税                    | 4,025  |                   |
| 勤労控除                   | 28,000 | 稼働に伴う生活需要の増加分     |
| 控除合計額                  | 54,418 | ※労働組合加入者は組合費も控除対象 |
| 控除後の収入額(最低賃金額:B)       | 88,793 | ※可処分所得として見なすべき金額  |

### 全級地で要保護状態 (生活扶助額には期末一時扶助と冬期加算は算入せず)

| 生活保護基準額 (A) |         | 最低賃金額との差<br>(A-B) | 1時間当たりの金額<br>(円未満切り捨て) |
|-------------|---------|-------------------|------------------------|
| 2級地-1       | 105,460 | 16,667            | 95                     |
| 3級地-1       | 96,630  | 7,837             | 45                     |
| 3級地-2       | 95,140  | 6,347             | 36                     |

※生活保護費と最低賃金との比較のために、人口での加重平均を行うのであれば、18歳～19歳の人口のみを対象として、上記の級地ごとの差額(A-B)をもって行うことがより合理的。

#### ※備考※

○期末一時扶助額(2-1: 12,880円 3-1: 11,610円 3-2: 10,970円) 12月のみ支給

○冬期加算額(県内全地域: 4,630円/月) 11月から3月までの間のみ支給。

○いずれも季節的な需要に鑑みての給付であり、その時期での保護の要否判定に用いる基準。

○中央審議会同様に、期末一時扶助額と冬期加算額を生活扶助に加えた場合は以下の通り。

(3級地-2)を例に計算すると、期末一時扶助と冬期加算の合計額を月額換算すると、2843円/月。

更に時間当たり金額は、2843円÷173.8=16円(円未満切り捨て)

つまり、3級地-2の場合でも、36円+16円=52円が最低賃金額との乖離額となる。

島根労働局

局長 倉持 清子 様

## 異議申出書

令和3年8月23日

島根県商工会議所連合会

島根県商工会連合会

島根県中小企業団体中央会

令和3年8月23日

島根労働局

局長 倉持 清子 様

島根県商工会議所連合会

会頭 田部 長右衛門

島根県商工会連合会

会長 高橋 日出男

島根県中小企業団体中央会

会長 杉 谷 雅 嗣

## 異議申出書

最低賃金法第11条第2項に基づき、令和3年8月6日に島根地方最低賃金審議会から貴職に答申された島根県最低賃金の改正決定について、以下のとおり異議申出を行います。

### 記

#### 1. 異議の内容

今回の答申は、7月16日に中央最低賃金審議会が示した目安答申、現下の最低賃金を取り巻く状況等を勘案し、慎重に調査審議を重ねた結果とのことですが、中央最低賃金審議会の目安自体が現行の最低賃金を大きく引き上げるものであるのに加え、島根地方最低賃金審議会はその上に更に4円を上乗せし全国でも最高の引き上げを求めています。

しかしながら、島根県内の中小・小規模企業は、コロナ禍が長引く中で非常に厳しい経営状況にあります。特に、飲食業や宿泊業、観光関連業、加えてこれらの関連産業など幅広い業種で極めて厳しい業況にあり、日々経営努力を重ねるものの先行きの見通しも立たず事業の継続が危ぶまれる企業も多くあります。

島根労働局

- 3. 8. 23

島労収  
第 号

また、今日の経済情勢を踏まえ40都道府県が目安どおりの改訂を答申する中で、島根県では明確な引き上げ根拠が示された訳でもなく、賃金引き上げに対して企業を支えるための抜本的な支援策が講じられた状況にもない中で、全国で最高額の引き上げを答申しており、このままでは、企業への負担が大きくなるのしかかり企業の存続と雇用の維持に大きな影響を与えるものと懸念されます。

最低賃金法第9条においては「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と定められており、特に、今年度は、コロナ禍における中小・小規模企業の窮状を踏まえると「通常の事業の賃金支払能力」を十分に考慮しなければならない状況にあります。

現在の県内企業の状況からすると、このたびの答申は賃金支払能力について十分な審議がなされたのか疑問を抱くものであり、各種指標やデータなど明確な根拠を示した上での決定でなければ納得できるものではありません。

つきましては、島根地方最低賃金審議会の答申どおりの最低賃金の改正決定は到底認められるものではなく、島根地方最低賃金審議会に差し戻し、現下の状況をこれまで以上に深く検討し、危機的な経済情勢や事業の賃金支払能力を十分に考慮した上で慎重な審議をお願いします。また、最低賃金改正を行われる際は、明確な根拠を示した上で決定、公示をいただきますようお願いします。

## 2. 異議の理由

(1) コロナ禍が一向に収まらず、島根県内の多くの中小・小規模企業の経営状況は依然として厳しく、事業の継続・雇用の維持が精一杯の状況にあります。特に売上の大幅減少による打撃は大きく、企業は、赤字を補填し経営を維持するための資金調達に奔走しており、企業が金融機関から事業資金の融資を受ける際の保証人としての役割を担う島根県信用保証協会の保証債務残高を見ると、令和2年3月末に1,230億87百万円(10,963件)であったものが令和3年3月末には2,382億98百万円(15,395件)となっており、信用保証協会の保証を利用した金融債務残高だけでも1年間で1,152億11百万円増とこれまでにない大幅な増加となっています。企業はこれまでの2倍近い債務を背負ったことになり、景気回復が見通せない中でこの負債が重くのしかかり企業経営においてはまさに緊急事態です。今後はその返済のために資金繰りは更に厳しさを増し、企業の支払能力は今以上に著しく低下することになります。これ以上の負担増を強いることは、企業の存続や雇用の維持を困難な状況に追い込むものであり、いま最低賃金引き上げを行うことはとても容認できるものではありません。

(2) 目安を大きく上回る引き上げを答申した島根県では、「若者が県外流出しており、近くの広島や岡山との賃金格差を縮めたい意識も反映した」と報じられています。確かに都市部との賃金格差が広がれば若者の定住促進に影響を与えることは理解できますし、人手不足への対応や地域経済活性化を図るといった意味からの雇用条件改善の必要性も感じております。しかしながら、現下の危機的な経済情勢や企業の経営状況を踏まえると、業況が回復している一部の企業や余力のある企業は賃上げに前向きに取り組むべきであるとは考えますが、強制力があり多くの企業に影響を与える最低賃金を引き上げることによりこれらの課題解決を図るべきものではなく、最低賃金を検討する上で優先すべきものではありません。若者の定住促進や地域経済活性化を図るためには別途十分な施策を講じる必要があると考えますし、コロナ禍を脱し企業の支払い能力が十分に確保された状況が確認できた上でなければ最低賃金の引き上げを行うべきではありません。

(3) コロナ禍の中で、島根県内の中小・小規模企業は、給付金や助成金、融資制度や補助金などを有効活用し、何とか経営と雇用を維持しながらアフターコロナを見据えて事業の再構築に取り組んでいます。しかしながら、依然としてコロナ収束が見通せず、しばらく厳しい状況が続くものと考えられます。こうした中で、国においては最低賃金引き上げに対応するために業務改善助成金や雇用調整助成金等の見直しが行われていますが、苦境に立たされた企業がギリギリの経営努力を続けている中で、これらの支援だけでは到底持ちこたえられるものとは考えられず、倒産・廃業に追い込まれる企業も増加するものと思われます。今、最低賃金引き上げに踏み切ることにはあまりにも拙速であり、現下の状況で性急な引き上げを行うのではなく、まず、十分な経済対策を講じていただき、経営の先行きが見通せる状況にして支払い能力を確保した上での最低賃金引き上げでなければ受け入れられるものではありません。

以上

島旅協第 33 号

令和3年8月19日

島根労働局長 倉持清子 様

一般社団法人島根県旅客自動車協会

会長 吉田 伸 司

### 異議申出書

令和3年8月6日付け島根労働局一般公示第29号で島根労働局長が公示した「島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見」について異議がありますので、下記のとおり異議の申し出をいたします。

#### 記

##### 【異議の内容及び理由】

今回の答申は、島根県の最低賃金を現行の時間額792円から32円という大幅な引き上げにより「時間額824円」とする意見であります。本意見は県内のバス・タクシー事業の厳しい経営状況を全く考慮しておらず断じて容認できません。

県内のバス・タクシー事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の運賃収入は一般路線が対前年比で30%減少、高速バスで75%減少、貸切バスで56%減少、タクシーで31%減少しました。令和3年度に入っても状況は変わらず、影響の長期化も相俟って県内のバス・タクシー事業者の経営は危機的状況にあり、廃業した事業者もあるところです。

いうまでもなく、乗合バスは県民の日常生活を支えるとともに県外移動に不可欠な公共交通機関です。また、貸切バスは県民の観光や教育活動等を支えるとともに災害発生時には被災者輸送等を担う等重要な役割を果たしています。さらに、タクシーは乗合バスとともに地域公共交通を支えるとともに災害発生時にはドア・ツー・ドアの輸送という特性を生かした緊急輸送等で重要な役割を担っています。

貴職におかれましては、県内のバス・タクシー事業の役割と現状を正しくご理解いただき、最低賃金の改正にあたっては慎重にご審議していただくことを強く求めるものであります。



特定最低賃金申出状況一覧表

令和3年8月16日現在

島根地方最低賃金審議会事務局（島根労働局）

| 産業別最低賃金 件名                        | ①労働協約の適用を受ける労働者又は合意労働者数 | ②左の労働者を使用する労働者数 | 平成28年経済センサス一活動調査による労使数 |       | 比率<br>①÷③<br>(%) | 労働協約で定める最低賃金のうち最も低い額 | 備 考                          |
|-----------------------------------|-------------------------|-----------------|------------------------|-------|------------------|----------------------|------------------------------|
|                                   |                         |                 | ③労働者数                  | ④使用者数 |                  |                      |                              |
| 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業                  | 2,405                   | 10              | 2,517                  | 13    | 95.6             |                      | 公正競争ケース<br>(機関決定10)          |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業        | 1,306                   | 10              | 3,093                  | 119   | 42.2             |                      | 公正競争ケース<br>(機関決定10)          |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 6,499                   | 6               | 7,061                  | 62    | 92.0             | 1時間<br>950円          | 公正競争ケース<br>(協約3、労使協定2、機関決定1) |
| 自動車・同附属品製造業                       | 1,408                   | 8               | 1,934                  | 25    | 72.8             | 1時間<br>921円          | 公正競争ケース<br>(協約5、機関決定3)       |
| 百貨店、総合スーパー                        |                         |                 |                        |       |                  |                      | 申出は行われず                      |
| 自動車（新車）小売業                        | 1,167                   | 5               | 2,134                  | 206   | 54.7             | 1時間<br>923円          | 労働協約ケース<br>(協約5)             |

(注) 特定最低賃金申出状況一覧表における適用労働者数③及び適用使用者数④については、令和3年3月に島根地方最低賃金審議会委員あて送付している資料の数値。

特定最低賃金 5 件の改正決定申出書、労働  
者数及び各特定最低賃金改正申出にあつ  
ての疎明資料

- (1) 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
- (2) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
- (3) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- (4) 自動車・同附属品製造業
- (5) 自動車（新車）小売業

令和3年7月15日

島根労働局長  
倉持 清子 殿

島根県安来市亀島町6-1  
電機連合山形労働組合  
日立金属労働組合支部  
支部長 直樹

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

### 記

#### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

2,405名

#### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

#### 3. 申出の理由

申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね5分の4以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

特に関連する協力企業においては、コストダウンから賃金格差につながっており、事業の公正競争の確保により申出産業における労働者の生活安定からも、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

#### 4. 添付書類

- ① 島根県における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数
- ② 最低賃金改正申出にあたっての疎明資料
- ③ 最低賃金改正の必要性に関する決議書及び申出代表に対する委任状

以上



# 島根県における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概数 及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

## 1. 島根県における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概況

事業所数                      13  
労働者数                    2,517

## 2. 合意の効力の及ぶ労働者数

| 機関決定月日 | 機関決定を行った団体名    | 労働者数   |
|--------|----------------|--------|
| 6月10日  | 日立金属労働組合安来支部   | 1,558人 |
| 6月17日  | 渡部製鋼所労働組合      | 115人   |
| 6月 9日  | ダイハツメタル労働組合    | 352人   |
| 6月 4日  | ヒラタ工業労働組合      | 35人    |
| 6月 8日  | オーエム金属工業労働組合   | 74人    |
| 2月22日  | NTN鑄造労働組合      | 109人   |
| 6月25日  | コダマ労働組合        | 25人    |
| 6月18日  | イーグルハイキャスト労働組合 | 53人    |
| 6月14日  | 前川鑄工造機労働組合     | 42人    |
| 6月11日  | 石見日東労働組合       | 42人    |
|        | 10組合           | 2,405人 |

# 令和3年度島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金 改正申出にあたっての疎明資料

島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

## 記

### 1. 2021春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の2021春季生活闘争における賃上げ結果

#### (1) 業種別・規模別

| 規 模 計             | 1～99人            | 100～299人         | 300人以上            |
|-------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 3,759円<br>(1.37%) | 3,711円<br>( - %) | 4,038円<br>( - %) | 3,444円<br>(1.37%) |

#### (2) 連合島根加盟組合全体

| 規 模 計             | 1～99人             | 100～299人          | 300人以上            |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 3,399円<br>(1.36%) | 2,599円<br>(0.80%) | 3,672円<br>(1.40%) | 4,383円<br>(1.65%) |

島根労働局長  
倉持清子 殿

2021 年 6 月 25 日

松江市御手船場町 557-7

J A M 田 陰

執行委員長 栗本 克 巳

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

#### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(建設用クレーン製造業を含む。以下同じ。)、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラクタ製造業を除く。以下同じ。)、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く)、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者

1,306 名

#### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県はん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

#### 3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

#### 5. 添付書類

- ① 機関決定の写し
- ② 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等の写し
- ③ 申出代表者に対する委任書
- ④ 島根県におけるはん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲
- ⑤ 島根県はん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金改正申出にあたっての疎明資料



以 上

## 島根県における

### はん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の 事業所と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 島根県におけるはん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所と労働者の概数 (2021年度適用使用者数及適用労働者数)

事業所 119事業所 労働者数 3,093人

2. 上記のうち、最低賃金の改正の必要性に合意する者の内訳

|    | 団体名              | 労働者数   |
|----|------------------|--------|
| 1  | 出雲造機労働組合         | 110人   |
| 2  | エーエム工業労働組合       | 11人    |
| 3  | オーエム製作所労働組合 宍道支部 | 93人    |
| 4  | JUKI 松江労働組合      | 103人   |
| 5  | 清和鉄工労働組合         | 41人    |
| 6  | 中海地区金属産業労働組合     | 54人    |
| 7  | ホシザキ労働組合 島根支部    | 400人   |
| 8  | 三菱農機労働組合         | 156人   |
| 9  | ヤスイ労働組合          | 42人    |
| 10 | リョーノーファクトリー労働組合  | 296人   |
|    | 団体               | 1,306人 |

以上

## 令和3年度島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。つきましては、次のとおり資料を提示します。

### 記

#### 1. 2021春季生活闘争結果（6月末集計）

##### 連合島根加盟の地場組合(全産業)の賃上げ結果

|     | 規模計               | 1～99人             | 100～299人          | 300人以上            |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|     | 3,114円<br>(1.17%) | 2,599円<br>(0.80%) | 3,618円<br>(1.36%) | 4,785円<br>(2.04%) |
| 前年度 | 3,800円<br>(1.87%) | 3,262円<br>(2.12%) | 4,810円<br>(1.49%) | 4,437円<br>(1.95%) |

##### はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

|     | 規模計               | 1～99人             | 100～299人          | 300人以上            |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|     | 3,194円<br>(-%)    | 2,516円<br>(-%)    | 4,082円<br>(-%)    | 4,677円<br>(-%)    |
| 前年度 | 3,728円<br>(1.91%) | 2,850円<br>(2.36%) | 4,200円<br>(1.50%) | 5,453円<br>(1.88%) |

令和3年7月15日

島根労働局長  
倉持 清子 殿

松江市外木橋町369  
電機連合会  
島根地域協議会  
副議長 西尾 和孝

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

### 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

6,499名

### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

### 3. 申し出の理由

申し出産業においては、同種の基幹的労働者について、次のとおり産業別最低賃金の改正決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

(1) 県下の島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の企業規模間に賃金格差が存在しており、事業の公正競争を確保するため、当該産業別最低賃金の改正が必要である。

(2) 当該産業は県内の主要産業であり雇用者が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。そして当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉が今春に行われ、4月以降金額改定されたこと。

また、地域最低賃金が慣例として毎年金額改定されている実情から、当該産業別最低賃金の改正を行うことが、事業の公正競争確保の上から必要であること。

(3) 県内における当該産業に従事する労働者は多く、今回も「公正競争ケース」での申し出を行う。

### 4. 添付書類

①労働協約の写、②賃金の最低額に関する労使協定の写、③機関決定の写、④従業員組織の決議書の写、⑤申し出代表者に対する委任状、⑥それぞれの合意の効力の及ぶ労働者または、使用者の範囲とその数及び、当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面



島根県における島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲

1. 島根県における島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

事業所数 62  
労働者数 7,061

2. 合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲とその数(下記イ・ロ・ハの合計 6,499名)

イ. 賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

|   | 事業所名                 | 組合名                         | 適用労働者数 |
|---|----------------------|-----------------------------|--------|
| 1 | パナソニック(株)IS社         | パナソニックデバイス労働組合<br>キャパシタ松江支部 | 232人   |
| 2 | パナソニックソーラーシステム製造株式会社 | パナソニックソーラーシステム製造労働組合        | 293人   |
| 3 | (株)ゼンキンメタル           | ゼンキンメタル労働組合                 | 81人    |
|   | 3 事業所                | 3 労働組合                      | 606人   |

ロ. 労働組合により最低賃金を改正することが必要であるとの

機関決定が行われた労働組合の構成員数の内訳

|   |            |      |
|---|------------|------|
| 1 | サン電子工業労働組合 | 284人 |
|   | 1 労働組合     | 284人 |

ハ. 企業における親睦会・従業員組織において、

当該改正の申し出について合意する旨の決定が行われた労働者数の内訳

|   | 事業所名        | 従業員組織の名称    | 決定の効力の及ぶ労働者 |
|---|-------------|-------------|-------------|
| 1 | 株式会社出雲村田製作所 | 出雲村田製作所 社員会 | 4,987人      |
| 2 | 株式会社島根富士通   | 島根富士通 社員会   | 622人        |
|   | 2 事業所       | 2 組織        | 5,609人      |

## 令和3年度島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

### 記

#### 1. 2021春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の、2021季生活闘争における賃上げ結果

##### (1) 業種別・規模別

| 規 模 計             | 1～99人           | 100～299人    | 300人以上            |
|-------------------|-----------------|-------------|-------------------|
| 2,650円<br>(1.58%) | 2,000円<br>( - ) | －円<br>( - ) | 3,300円<br>(1.58%) |

##### (2) 連合島根加盟組合全体

| 規 模 計             | 1～99人             | 100～299人          | 300人以上            |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 3,399円<br>(1.36%) | 2,599円<br>(0.80%) | 3,672円<br>(1.40%) | 4,383円<br>(1.65%) |

令和3年7月15日

島根労働局長  
倉持 清子 殿

出雲市西郷町字小-023  
自動車総連島根地方協議会  
議長 園山 智久

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項規定により、島根県自動車・同附属品製造業の最低賃金の改正の決定を次のとおり申し出る。

### 記

#### 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

1,408名

#### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金

#### 3. 申し出の理由

- (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (2) 申し出産業は、労働者数・工場出荷額・生産台数（売上高・販売台数）などから見て地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく、雇用・消費など地域経済においても重要な役割を果たしているため。

#### 4. 添付書類

- (1) 機関決定の写し
- (2) 申し出合意書及び委任状
- (3) それぞれの合意の効力の及ぶ労働者の範囲と、その数及び当該地域内の同種の労働者の概数

以 上



# 島根県内における自動車・同附属品製造業の事業所数と 労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

## 1. 島根県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者の概数

事業所数                    25  
労働者数                1,934

## 2. 上記の内、最低賃金の改正の必要性に合意する者の内訳

| 事業所名            | 組                    合                    名 | 労働者数   |
|-----------------|---------------------------------------------|--------|
| ① ヒラタ精機(株)      | ヒラタ精機労働組合                                   | 384人   |
| ② ヒカワ精工         | ヒカワ精工労働組合                                   | 128人   |
| ③ ワイテック(株)      | ワイテック労働組合                                   | 95人    |
| ④ (株)広島アルミニウム工業 | 広島アルミニウム労働組合                                | 295人   |
| ⑤ 三刀屋金属(株)      | 三刀屋金属労働組合                                   | 199人   |
| ⑥ 石崎本店          | 石崎本店労働組合                                    | 7人     |
| ⑦ 島根イーグルユニオン    | 島根イーグルユニオン                                  | 182人   |
| ⑧ ハイレックス島根      | ハイレックス島根労働組合                                | 118人   |
| 8 体             | 8 労働組合                                      | 1,408人 |

# 令和3年度島根県自動車・同附属品製造業最低賃金 改正申出にあたっての疎明資料

島根県自動車・同附属品製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

## 記

### 1. 2021春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の、2021春季生活闘争における賃上げ結果

#### (1) 業種別・規模別

| 規 模 計             | 1～99人        | 100～299人          | 300人以上            |
|-------------------|--------------|-------------------|-------------------|
| 3,849円<br>(1.75%) | － 円<br>(－ %) | 3,925円<br>(2.09%) | 3,621円<br>(1.41%) |

#### (2) 連合島根加盟組合全体

| 規 模 計             | 1～99人             | 100～299人          | 300人以上            |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 3,399円<br>(1.36%) | 2,599円<br>(0.80%) | 3,672円<br>(1.40%) | 4,383円<br>(1.65%) |

令和3年7月15日

島根労働局長  
倉持 清子 殿

松江市西津田3丁目2-7  
自動車総連島根地方協議会  
販売部門連絡会  
委員長 安食 直哉

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を次のとおり申し出る。

### 記

#### 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において、自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

1, 167名

#### 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県自動車（新車）小売業最低賃金

#### 3. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1に達していること。島根県における自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者数は、2,134名であり、そのうち賃金の最低額に関する労働協約適用労働者数は、1,167名である。

|                  |   |         |
|------------------|---|---------|
| 最も低い労働協約の金額      | = | 994円/時間 |
| 現在適用されている法定最低賃金額 | = | 923円/時間 |

#### 4. 添付書類

- (1) 企業内最低賃金に関する協定書（写）
- (2) 申し出合意書及び委任書
- (3) 島根県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数。



# 島根県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数 及び同意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲

## 1. 島根県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数

事業所数                      206  
労働者数                      2,134人

## 2. 合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数

賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

|   | 事業所名         | 組合名           | 適用労働者数 |
|---|--------------|---------------|--------|
| 1 | 島根日産自動車(株)   | 島根日産自動車労働組合   | 200人   |
| 2 | (株)日産サティオ島根  | 日産サティオ島根労働組合  | 125人   |
| 3 | 島根トヨタ自動車(株)  | 島根トヨタグループ労働組合 | 583人   |
| 4 | トヨタカローラ島根(株) | 〃             |        |
| 5 | ネッツトヨタ島根(株)  | 〃             |        |
| 6 | 島根トヨタグループ(株) | 〃             |        |
| 7 | 島根トヨペット(株)   | 島根トヨペット労働組合   | 144人   |
| 8 | (株)島根マツダ     | 島根マツダ労働組合     | 115人   |
|   | 合 計          |               | 1,167人 |

# 令和3年度島根県自動車（新車）小売業 最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

島根県自動車（新車）小売業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

## 記

### 1. 2021春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の、2021春季生活闘争における賃上げ結果

#### (1) 業種別・規模別

| 規 模 計          | 1～99人          | 100～299人   | 300人以上         |
|----------------|----------------|------------|----------------|
| 4,166円<br>(-%) | 3,500円<br>(-%) | -円<br>(-%) | 5,500円<br>(-%) |

#### (2) 連合島根加盟組合全体

| 規 模 計             | 1～99人             | 100～299人          | 300人以上            |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 3,399円<br>(1.36%) | 2,599円<br>(0.80%) | 3,672円<br>(1.40%) | 4,383円<br>(1.65%) |

## 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

資料番号

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

No. 4

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

| 答申<br>(要旨公示) | 15日<br>→ | 異議申出<br>締切 | 3営業日<br>→ | 官報<br>持込  | 7営業日<br>→ | 官報<br>公示  | 30日<br>→ | 発効        |
|--------------|----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| 9月1日(水)      |          | 9月16日(木)   |           | 9月22日(水)  |           | 10月4日(月)  |          | 11月3日(水)  |
| 9月2日(木)      |          | 9月17日(金)   |           | 9月24日(金)  |           | 10月5日(火)  |          | 11月4日(木)  |
| 9月3日(金)      |          | 9月21日(火)   |           | 9月27日(月)  |           | 10月6日(水)  |          | 11月5日(金)  |
| 9月4日(土)      |          | 9月21日(火)   |           | 9月27日(月)  |           | 10月6日(水)  |          | 11月5日(金)  |
| 9月5日(日)      |          | 9月21日(火)   |           | 9月27日(月)  |           | 10月6日(水)  |          | 11月5日(金)  |
| 9月6日(月)      |          | 9月21日(火)   |           | 9月27日(月)  |           | 10月6日(水)  |          | 11月5日(金)  |
| 9月7日(火)      |          | 9月22日(水)   |           | 9月28日(火)  |           | 10月7日(木)  |          | 11月6日(土)  |
| 9月8日(水)      |          | 9月24日(金)   |           | 9月29日(水)  |           | 10月8日(金)  |          | 11月7日(日)  |
| 9月9日(木)      |          | 9月24日(金)   |           | 9月29日(水)  |           | 10月8日(金)  |          | 11月7日(日)  |
| 9月10日(金)     |          | 9月27日(月)   |           | 9月30日(木)  |           | 10月11日(月) |          | 11月10日(水) |
| 9月11日(土)     |          | 9月27日(月)   |           | 9月30日(木)  |           | 10月11日(月) |          | 11月10日(水) |
| 9月12日(日)     |          | 9月27日(月)   |           | 9月30日(木)  |           | 10月11日(月) |          | 11月10日(水) |
| 9月13日(月)     |          | 9月28日(火)   |           | 10月1日(金)  |           | 10月12日(火) |          | 11月11日(木) |
| 9月14日(火)     |          | 9月29日(水)   |           | 10月4日(月)  |           | 10月13日(水) |          | 11月12日(金) |
| 9月15日(水)     |          | 9月30日(木)   |           | 10月5日(火)  |           | 10月14日(木) |          | 11月13日(土) |
| 9月16日(木)     |          | 10月1日(金)   |           | 10月6日(水)  |           | 10月15日(金) |          | 11月14日(日) |
| 9月17日(金)     |          | 10月4日(月)   |           | 10月7日(木)  |           | 10月18日(月) |          | 11月17日(水) |
| 9月18日(土)     |          | 10月4日(月)   |           | 10月7日(木)  |           | 10月18日(月) |          | 11月17日(水) |
| 9月19日(日)     |          | 10月4日(月)   |           | 10月7日(木)  |           | 10月18日(月) |          | 11月17日(水) |
| 9月20日(月)     |          | 10月5日(火)   |           | 10月8日(金)  |           | 10月19日(火) |          | 11月18日(木) |
| 9月21日(火)     |          | 10月6日(水)   |           | 10月11日(月) |           | 10月20日(水) |          | 11月19日(金) |
| 9月22日(水)     |          | 10月7日(木)   |           | 10月12日(火) |           | 10月21日(木) |          | 11月20日(土) |
| 9月23日(木)     |          | 10月8日(金)   |           | 10月13日(水) |           | 10月22日(金) |          | 11月21日(日) |
| 9月24日(金)     |          | 10月11日(月)  |           | 10月14日(木) |           | 10月25日(月) |          | 11月24日(水) |
| 9月25日(土)     |          | 10月11日(月)  |           | 10月14日(木) |           | 10月25日(月) |          | 11月24日(水) |
| 9月26日(日)     |          | 10月11日(月)  |           | 10月14日(木) |           | 10月25日(月) |          | 11月24日(水) |
| 9月27日(月)     |          | 10月12日(火)  |           | 10月15日(金) |           | 10月26日(火) |          | 11月25日(木) |
| 9月28日(火)     |          | 10月13日(水)  |           | 10月18日(月) |           | 10月27日(水) |          | 11月26日(金) |
| 9月29日(水)     |          | 10月14日(木)  |           | 10月19日(火) |           | 10月28日(木) |          | 11月27日(土) |
| 9月30日(木)     |          | 10月15日(金)  |           | 10月20日(水) |           | 10月29日(金) |          | 11月28日(日) |
| 10月1日(金)     |          | 10月18日(月)  |           | 10月21日(木) |           | 11月1日(月)  |          | 12月1日(水)  |
| 10月2日(土)     |          | 10月18日(月)  |           | 10月21日(木) |           | 11月1日(月)  |          | 12月1日(水)  |
| 10月3日(日)     |          | 10月18日(月)  |           | 10月21日(木) |           | 11月1日(月)  |          | 12月1日(水)  |
| 10月4日(月)     |          | 10月19日(火)  |           | 10月22日(金) |           | 11月2日(火)  |          | 12月2日(木)  |
| 10月5日(火)     |          | 10月20日(水)  |           | 10月25日(月) |           | 11月4日(木)  |          | 12月4日(土)  |
| 10月6日(水)     |          | 10月21日(木)  |           | 10月26日(火) |           | 11月5日(金)  |          | 12月5日(日)  |
| 10月7日(木)     |          | 10月22日(金)  |           | 10月27日(水) |           | 11月8日(月)  |          | 12月8日(水)  |
| 10月8日(金)     |          | 10月25日(月)  |           | 10月28日(木) |           | 11月9日(火)  |          | 12月9日(木)  |
| 10月9日(土)     |          | 10月25日(月)  |           | 10月28日(木) |           | 11月9日(火)  |          | 12月9日(木)  |
| 10月10日(日)    |          | 10月25日(月)  |           | 10月28日(木) |           | 11月9日(火)  |          | 12月9日(木)  |
| 10月11日(月)    |          | 10月26日(火)  |           | 10月29日(金) |           | 11月10日(水) |          | 12月10日(金) |
| 10月12日(火)    |          | 10月27日(水)  |           | 11月1日(月)  |           | 11月11日(木) |          | 12月11日(土) |
| 10月13日(水)    |          | 10月28日(木)  |           | 11月2日(火)  |           | 11月12日(金) |          | 12月12日(日) |
| 10月14日(木)    |          | 10月29日(金)  |           | 11月4日(木)  |           | 11月15日(月) |          | 12月15日(水) |

## 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とすることがある。

|           |  |           |  |           |  |           |  |           |
|-----------|--|-----------|--|-----------|--|-----------|--|-----------|
| 10月15日(金) |  | 11月1日(月)  |  | 11月5日(金)  |  | 11月16日(火) |  | 12月16日(木) |
| 10月16日(土) |  | 11月1日(月)  |  | 11月5日(金)  |  | 11月16日(火) |  | 12月16日(木) |
| 10月17日(日) |  | 11月1日(月)  |  | 11月5日(金)  |  | 11月16日(火) |  | 12月16日(木) |
| 10月18日(月) |  | 11月2日(火)  |  | 11月8日(月)  |  | 11月17日(水) |  | 12月17日(金) |
| 10月19日(火) |  | 11月4日(木)  |  | 11月9日(火)  |  | 11月18日(木) |  | 12月18日(土) |
| 10月20日(水) |  | 11月4日(木)  |  | 11月9日(火)  |  | 11月18日(木) |  | 12月18日(土) |
| 10月21日(木) |  | 11月5日(金)  |  | 11月10日(水) |  | 11月19日(金) |  | 12月19日(日) |
| 10月22日(金) |  | 11月8日(月)  |  | 11月11日(木) |  | 11月22日(月) |  | 12月22日(水) |
| 10月23日(土) |  | 11月8日(月)  |  | 11月11日(木) |  | 11月22日(月) |  | 12月22日(水) |
| 10月24日(日) |  | 11月8日(月)  |  | 11月11日(木) |  | 11月22日(月) |  | 12月22日(水) |
| 10月25日(月) |  | 11月9日(火)  |  | 11月12日(金) |  | 11月24日(水) |  | 12月24日(金) |
| 10月26日(火) |  | 11月10日(水) |  | 11月15日(月) |  | 11月25日(木) |  | 12月25日(土) |
| 10月27日(水) |  | 11月11日(木) |  | 11月16日(火) |  | 11月26日(金) |  | 12月26日(日) |
| 10月28日(木) |  | 11月12日(金) |  | 11月17日(水) |  | 11月29日(月) |  | 12月29日(水) |
| 10月29日(金) |  | 11月15日(月) |  | 11月18日(木) |  | 11月30日(火) |  | 12月30日(木) |
| 10月30日(土) |  | 11月15日(月) |  | 11月18日(木) |  | 11月30日(火) |  | 12月30日(木) |
| 10月31日(日) |  | 11月15日(月) |  | 11月18日(木) |  | 11月30日(火) |  | 12月30日(木) |
| 11月1日(月)  |  | 11月16日(火) |  | 11月19日(金) |  | 12月1日(水)  |  | 12月31日(金) |
| 11月2日(火)  |  | 11月17日(水) |  | 11月22日(月) |  | 12月2日(木)  |  | 1月1日(土)   |
| 11月3日(水)  |  | 11月18日(木) |  | 11月24日(水) |  | 12月3日(金)  |  | 1月2日(日)   |
| 11月4日(木)  |  | 11月19日(金) |  | 11月25日(木) |  | 12月6日(月)  |  | 1月5日(水)   |
| 11月5日(金)  |  | 11月22日(月) |  | 11月26日(金) |  | 12月7日(火)  |  | 1月6日(木)   |
| 11月6日(土)  |  | 11月22日(月) |  | 11月26日(金) |  | 12月7日(火)  |  | 1月6日(木)   |
| 11月7日(日)  |  | 11月22日(月) |  | 11月26日(金) |  | 12月7日(火)  |  | 1月6日(木)   |
| 11月8日(月)  |  | 11月24日(水) |  | 11月29日(月) |  | 12月8日(水)  |  | 1月7日(金)   |
| 11月9日(火)  |  | 11月24日(水) |  | 11月29日(月) |  | 12月8日(水)  |  | 1月7日(金)   |
| 11月10日(水) |  | 11月25日(木) |  | 11月30日(火) |  | 12月9日(木)  |  | 1月8日(土)   |
| 11月11日(木) |  | 11月26日(金) |  | 12月1日(水)  |  | 12月10日(金) |  | 1月9日(日)   |
| 11月12日(金) |  | 11月29日(月) |  | 12月2日(木)  |  | 12月13日(月) |  | 1月12日(水)  |
| 11月13日(土) |  | 11月29日(月) |  | 12月2日(木)  |  | 12月13日(月) |  | 1月12日(水)  |
| 11月14日(日) |  | 11月29日(月) |  | 12月2日(木)  |  | 12月13日(月) |  | 1月12日(水)  |
| 11月15日(月) |  | 11月30日(火) |  | 12月3日(金)  |  | 12月14日(火) |  | 1月13日(木)  |
| 11月16日(火) |  | 12月1日(水)  |  | 12月6日(月)  |  | 12月15日(水) |  | 1月14日(金)  |
| 11月17日(水) |  | 12月2日(木)  |  | 12月7日(火)  |  | 12月16日(木) |  | 1月15日(土)  |
| 11月18日(木) |  | 12月3日(金)  |  | 12月8日(水)  |  | 12月17日(金) |  | 1月16日(日)  |
| 11月19日(金) |  | 12月6日(月)  |  | 12月9日(木)  |  | 12月20日(月) |  | 1月19日(水)  |
| 11月20日(土) |  | 12月6日(月)  |  | 12月9日(木)  |  | 12月20日(月) |  | 1月19日(水)  |
| 11月21日(日) |  | 12月6日(月)  |  | 12月9日(木)  |  | 12月20日(月) |  | 1月19日(水)  |
| 11月22日(月) |  | 12月7日(火)  |  | 12月10日(金) |  | 12月21日(火) |  | 1月20日(木)  |
| 11月23日(火) |  | 12月8日(水)  |  | 12月13日(月) |  | 12月22日(水) |  | 1月21日(金)  |
| 11月24日(水) |  | 12月9日(木)  |  | 12月14日(火) |  | 12月23日(木) |  | 1月22日(土)  |
| 11月25日(木) |  | 12月10日(金) |  | 12月15日(水) |  | 12月24日(金) |  | 1月23日(日)  |
| 11月26日(金) |  | 12月13日(月) |  | 12月16日(木) |  | 12月27日(月) |  | 1月26日(水)  |
| 11月27日(土) |  | 12月13日(月) |  | 12月16日(木) |  | 12月27日(月) |  | 1月26日(水)  |
| 11月28日(日) |  | 12月13日(月) |  | 12月16日(木) |  | 12月27日(月) |  | 1月26日(水)  |
| 11月29日(月) |  | 12月14日(火) |  | 12月17日(金) |  | 12月28日(火) |  | 1月27日(木)  |

(写)

令和3年8月6日

島根地方最低賃金審議会  
会長 富田 眞智子 殿

島根地方最低賃金審議会  
島根県最低賃金専門部会  
部会長 富田 眞智子

島根県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月6日、島根地方最低賃金審議会において付託された島根県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達し、公益委員見解を付し報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の島根県最低賃金（時間額790円）は令和元年度の島根県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

|       |        |
|-------|--------|
| 部会長   | 富田 眞智子 |
| 部会長代理 | 藤本 晴久  |
|       | 飯塚 弘   |

労働者代表委員

|       |
|-------|
| 景山 誠  |
| 島田 一英 |
| 鳥目 純子 |

使用者代表委員

|       |
|-------|
| 松浦 俊彦 |
| 森脇 建二 |
| 若松 志昌 |

島根県最低賃金

- 1 適用する地域  
島根県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1 時間 8 2 4 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

## 令和3年度島根県最低賃金改正審議における公益委員見解

令和3年8月6日

1. 中小企業、零細事業者にきめ細やかな使いやすい支援策を講ずること。また更なる拡充と現場支援を行うことと共に、迅速な対応を行うこと。
2. 雇い止めにつながらないよう対策、支援策を講じ、特に労働弱者の雇用を守る施策を行うこと。

島根県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 島根県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 790円
- (3) 発 効 日 令和元年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）  
生活扶助基準（第1類費及び第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の  
島根県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額  
（90,176円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると島根県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$790 \text{ 円（島根県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.817 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 112,176 \text{ 円}$$



令和3年8月6日

島根労働局長  
倉持 清子 殿

島根地方最低賃金審議会  
会長 富田 眞智子

島根県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月6日付け島労発基0706第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達し、専門部会公益委員見解を付し答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の島根県最低賃金（時間額790円）は令和元年度の島根県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

島根県最低賃金

- 1 適用する地域  
島根県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1 時間 8 2 4 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

令和3年度島根県最低賃金改正審議における公益委員見解

令和3年8月6日

1. 中小企業、零細事業者にきめ細やかな使いやすい支援策を講ずること。また更なる拡充と現場支援を行うことと共に、迅速な対応を行うこと。
2. 雇い止めにつながらないよう対策、支援策を講じ、特に労働弱者の雇用を守る施策を行うこと。

島根県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 島根県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 790円
- (3) 発 効 日 令和元年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）  
生活扶助基準（第1類費及び第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の  
島根県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額  
（90,176円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると島根県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$790 \text{ 円（島根県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.817 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 112,176 \text{ 円}$$

報道関係者 各位

令和3年8月13日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 大塚 弘満

主任中央賃金指導官 小城 英樹

指導係長 片山 豪

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

## 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から 28 円引上げの 930 円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和3年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月16日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

### 【令和3年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・ 47 都道府県で、28 円～30 円、32 円の引上げ（引上げ額が 28 円は 40 都道府県、29 円は 4 県、30 円は 2 県、32 円は 1 県）
- ・ 改定額の全国加重平均額は 930 円（昨年度 902 円）
- ・ 全国加重平均額 28 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・ 最高額（1,041 円）に対する最低額（820 円）の比率は、78.8%（昨年度は 78.2%。なお、この比率は 7 年連続の改善）

（別紙）令和3年度 地域別最低賃金額答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

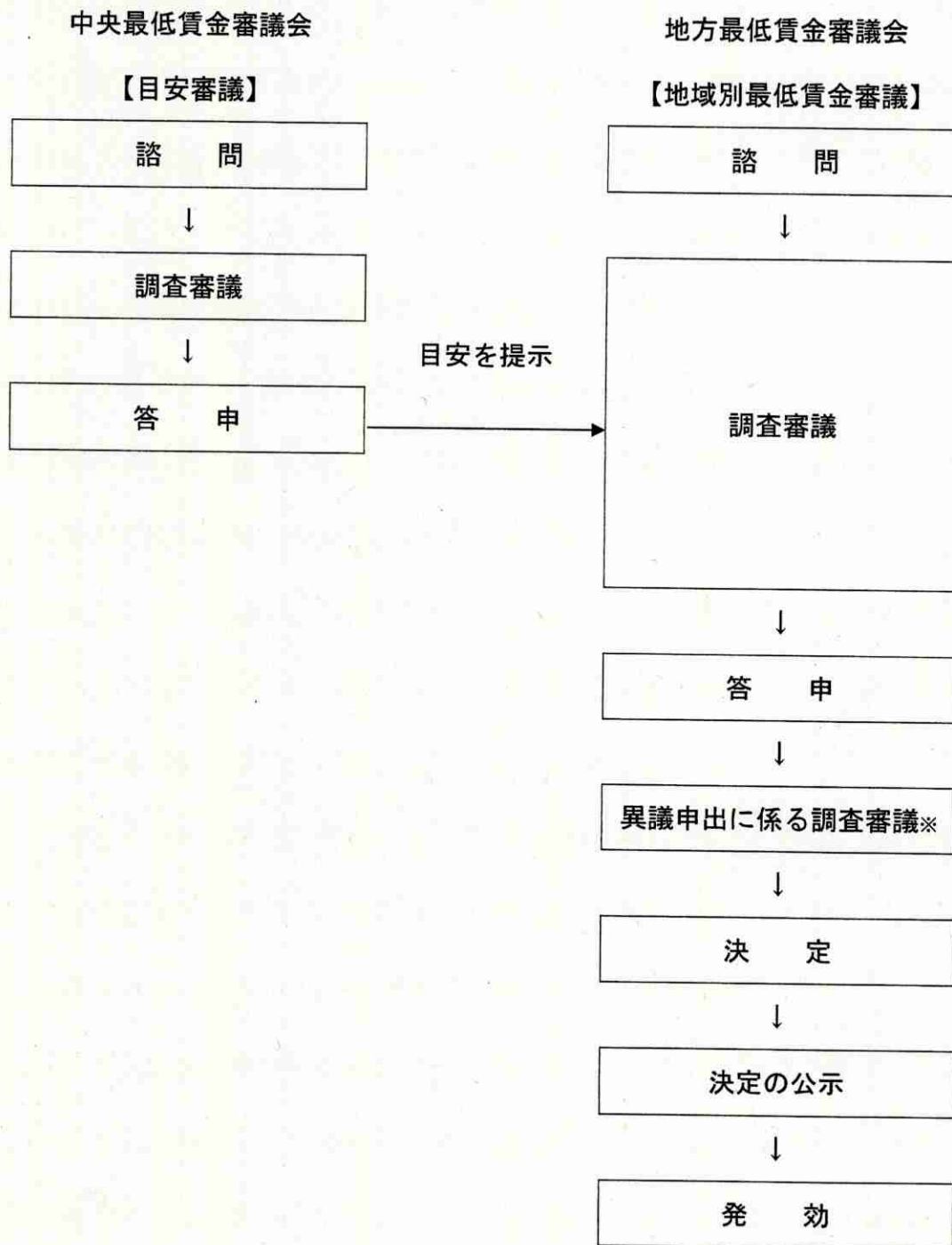
## 令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

| 都道府県名  | ランク | 目安額 | 答申された改定額【円】（※） |          | 引上げ額【円】 | 目安差額 | 発効予定年月日     |
|--------|-----|-----|----------------|----------|---------|------|-------------|
| 北海道    | C   | 28  | 889            | ( 861 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 青 森    | D   | 28  | 822            | ( 793 )  | 29      | +1   | 2021年 10月6日 |
| 岩 手    | D   | 28  | 821            | ( 793 )  | 28      |      | 2021年 10月2日 |
| 宮 城    | C   | 28  | 853            | ( 825 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 秋 田    | D   | 28  | 822            | ( 792 )  | 30      | +2   | 2021年 10月1日 |
| 山 形    | D   | 28  | 822            | ( 793 )  | 29      | +1   | 2021年 10月2日 |
| 福 島    | D   | 28  | 828            | ( 800 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 茨 城    | B   | 28  | 879            | ( 851 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 栃 木    | B   | 28  | 882            | ( 854 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 群 馬    | C   | 28  | 865            | ( 837 )  | 28      |      | 2021年 10月2日 |
| 埼 玉    | A   | 28  | 956            | ( 928 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 千 葉    | A   | 28  | 953            | ( 925 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 東 京    | A   | 28  | 1041           | ( 1013 ) | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 神奈川    | A   | 28  | 1040           | ( 1012 ) | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 新 潟    | C   | 28  | 859            | ( 831 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 富 山    | B   | 28  | 877            | ( 849 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 石 川    | C   | 28  | 861            | ( 833 )  | 28      |      | 2021年 10月7日 |
| 福 井    | C   | 28  | 858            | ( 830 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 山 梨    | B   | 28  | 866            | ( 838 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 長 野    | B   | 28  | 877            | ( 849 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 岐 阜    | C   | 28  | 880            | ( 852 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 静 岡    | B   | 28  | 913            | ( 885 )  | 28      |      | 2021年 10月2日 |
| 愛 知    | A   | 28  | 955            | ( 927 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 三 重    | B   | 28  | 902            | ( 874 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 滋 賀    | B   | 28  | 896            | ( 868 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 京 都    | B   | 28  | 937            | ( 909 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 大 阪    | A   | 28  | 992            | ( 964 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 兵 庫    | B   | 28  | 928            | ( 900 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 奈 良    | C   | 28  | 866            | ( 838 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 和歌山    | C   | 28  | 859            | ( 831 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 鳥 取    | D   | 28  | 821            | ( 792 )  | 29      | +1   | 2021年 10月6日 |
| 島 根    | D   | 28  | 824            | ( 792 )  | 32      | +4   | 2021年 10月2日 |
| 岡 山    | C   | 28  | 862            | ( 834 )  | 28      |      | 2021年 10月2日 |
| 広 島    | B   | 28  | 899            | ( 871 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 山 口    | C   | 28  | 857            | ( 829 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 徳 島    | C   | 28  | 824            | ( 796 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 香 川    | C   | 28  | 848            | ( 820 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 愛 媛    | D   | 28  | 821            | ( 793 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 高 知    | D   | 28  | 820            | ( 792 )  | 28      |      | 2021年 10月2日 |
| 福 岡    | C   | 28  | 870            | ( 842 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 佐 賀    | D   | 28  | 821            | ( 792 )  | 29      | +1   | 2021年 10月6日 |
| 長 崎    | D   | 28  | 821            | ( 793 )  | 28      |      | 2021年 10月2日 |
| 熊 本    | D   | 28  | 821            | ( 793 )  | 28      |      | 2021年 10月1日 |
| 大 分    | D   | 28  | 822            | ( 792 )  | 30      | +2   | 2021年 10月6日 |
| 宮 崎    | D   | 28  | 821            | ( 793 )  | 28      |      | 2021年 10月6日 |
| 鹿児島    | D   | 28  | 821            | ( 793 )  | 28      |      | 2021年 10月2日 |
| 沖 縄    | D   | 28  | 820            | ( 792 )  | 28      |      | 2021年 10月8日 |
| 全国加重平均 |     |     | 930            | ( 902 )  | 28      |      | -           |

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

参考

## 地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催